



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明治二九年
Citation	北大百年史, 史料(二), 391-434
Issue Date	1981-07-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30074
Type	departmental bulletin paper
File Information	siryo2_p391-434.pdf



明治二九年

八六四 予科四年級修業者の資格等に付回答(二月一八日扱済)

校第三十一号

吉田札幌郵便電信局長へ御回答案内

庶甲第三十三号本校予科四年級修業者ノ資格ニ付御依頼ノ件了承本校予科卒業之者ハ判任文官任用上ニ関シテハ明治二十年三月已后之分ハ官立府県立中学校ト同等ナル官立学校ト認メラレ居候又尋常中学校卒業生ハ本校予科四年級ヘ無試験ヲ以テ編入致候事ニ内定致居候其他別ニ御報告可致規程無之候此段及御回報候也

二十九年二月十日

局長宛

校長

付 予科四年級修業者資格等に付問合

庶甲第三十三号

貴校予科四年級迄修業シタルモノハ試験ヲ要セスシテ判任文官ニ採用セラル、資格ヲ有シ候哉又其学科ハ尋常中学ノ幾年級ニ相当スヘキヤ判明致兼候ニ付御示シ有之度尚右ニ関スル規則等有之候ハ、乍御手数其条項按萃御回報煩度此段及御依頼候也

明治廿九年二月十四日

札幌郵便電信局長吉田正秀

印

札幌農学校長佐藤昌介殿

八六五 学生生徒の組織する学会調査に付回答

校第七十七号

本校学生々徒ノ組織ニ係ル学会ニ対シ昨二十八年ニ関シ取調之件別紙之通りニ有之候条御掌握相成度此段及御回答候也
追テ博物学会及学芸会之分ハ該会員ヨリ直接貴庁へ御申出タル趣ニ付右為念申添候
二十九年三月十一日

札幌区役所御中

庶務部

〔別紙〕

会名

名称 工学会

所在地 北二条西一丁目三番地札幌農学校内

開会度数 毎月一回

開会日数 十回

会員数 七名

出席人員 六十五名

札幌青年農談会

名称 札幌青年農談会

〔農五一九〕

所在地 北二条西一丁目三番地札幌農学校内

開会度数 七回

開会日数 七日

会員数 八十五名

出席延人員 百七十八名

〔農五二〇〕

八六六 札幌農学校資金増殖の儀に付稟請(四月二〇日扱済)

学第一三三号

札幌農学校資金増殖之儀ニ付稟請

昨明治二十八年年度以降本校ニ特別會計法ヲ実施セラレ候ニ付収入ハ力メテ多カラシコトヲ計リ支出ハ力メテ冗費ノ少ナカラシコトヲ期シ政府支出金ノ如キハ追年之ヲ減少シ遂ニ数十年ヲ出テスシテ本校經濟ヲシテ全ク独立ノ域ニ達セシメシコトヲ企図致居候処本校現在ノ資金ニテハ何分財源乏シク容易ニ其目的ヲ達セシムル能ワス依テ更ニ資金ヲ増殖シ本校經濟ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルハ目今ノ急務ニ有之候昨廿八年度ニ於テ同窓会ヨリ寄附ニ係ル土地ハ悉皆變成地ニシテ新ニ開墾スベキ余地ナキヲ以テ昨今専ラ本校在来ノ学田地タル夕張郡第五第六農場ノ開墾ニ着手中ナレバ数年ヲ俟スシテ是又悉皆開墾ヲ完成致スベク依テ今日ノ現況ヲ以テ収入ヲ概計スルトキハ別

紙第二号表ノ如ク明治五十年度ニ到リテ貳万九千參百余円ノ収入ヲ得之レニ別紙第一号表学校收入貳千七百余円ヲ併算スレバ參万貳千余円トナリ殆ント現今之經常歲出額ニ近キモノトナレリ然レトモ本表ハ専ラ小作地賃下料及生産物払下代ノ収入ヨリ概算セシモノナレバ一朝氣候ノ變遷ニ俱ヒ作物不登ナルコトアルラバ必ス収入金ノ減少ヲ見ル年ナキニアラザルベシ故ニ將來確固タル独立經濟ノ途ヲ企図セント欲セバ尚ホ進テ本道ニ於テ新ニ壹千万坪以上ノ農耕地ヲ墾成スルニ最モ適當ノ学田地ヲ本校資金ニ編入スルノ緊要タルヲ認メ過般來數回北海道庁ト内議ヲ遂ケ候末今回別紙^(註)寫ノ如ク石狩国空知郡「フラヌ」原野ニ於テ大約壹千拾壹万坪本校学田地トシテ交付方差支無之見込之旨回答ヲ得候ニ付今仮ニ明治三十一年度ヨリ漸次起業ニ着手スルトキハ別紙第三号表ノ如ク明治五十年度ニ至リテ農場ノミニテ其収入金四万五千參百有余円ヲ得之レニ学校收入ヲ累算スレバ全ク政府支出金ヲ仰カズシテ本校ノ經濟ヲ維持シ且ツ其ノ規模ヲ擴張スルヲ得ベシト確信仕候間速ニ其筋ヘ御協議之上右土地本校資金ニ編入セラレ候様何分ノ御詮議相成度別紙書類寫相添ヘ此段稟請候也

明治二十九年四月 日

校長名

文部大臣宛

〔別紙〕

(第一表) 札幌農学校諸収入予算

授業料	試験料	利益金	雑収入	合計
一、八四〇〇〇	五〇〇〇	五七〇〇〇	二四八七三	二、七三七三

(第二表) 自明治三十年度年次収入概算
至同五十年度

年 度	農場生産物 払下代	小作地賃下料	宅地賃下料	合 計
明治三年度	八、五〇〇〇〇	一、〇八八九六	八五〇〇〇	一〇、〇六八九六
同三一年度	八、六〇〇〇〇	一、三〇〇六七	八五〇〇〇	一〇、七五〇六七
同三二年度	八、七〇〇〇〇	一、九二二五二	八五〇〇〇	一〇、五六二五二
同三三年度	八、八〇〇〇〇	三、〇七六六六	一、五三七〇	一三、四〇六六六
同三四年度	九、一〇〇〇〇	四、一三三三一	一、二二〇四〇	一四、四五六一
同三五年度	九、一〇〇〇〇	五、二八〇三三	一、四七七二〇	一五、七三二五三
同三六年度	九、四〇〇〇〇	六、三九七五七	一、三四七三〇	一七、一四六八七
同三七年度	九、四〇〇〇〇	七、三五六九一	一、六四七〇	一八、四〇六七
明治三八年度	九、七〇〇〇〇	八、〇四〇四八	一、六五〇〇	一九、三九一四八
同三九年度	九、七〇〇〇〇	八、五七七二七	一、七三四〇	一九、九六八六九
同四〇年度	一〇、〇〇〇〇〇	八、九九三三四	二、九五五〇	二一、九四九四四
同四一年度	一〇、〇〇〇〇〇	九、四七〇八一	三、二四四〇	二三、六七二八
同四二年度	一〇、〇〇〇〇〇	九、九〇六三三	三、三〇二四六	二三、五五二四六
同四三年度	一〇、〇〇〇〇〇	一〇、一四八四三	三、三六〇七〇	二三、八〇六六三
同四四年度	一〇、六〇〇〇〇	一〇、五五九八三	三、七三三六〇	二四、八七六四三
同四五年度	一〇、六〇〇〇〇	一〇、九二二五二	四、〇二七四〇	二五、六四九八二
同四六年度	一一、一〇〇〇〇〇	一一、四四六九三	四、〇七〇〇〇	二六、六四九八三
同四七年度	一一、一〇〇〇〇〇	一一、九八二五〇	四、三三三六〇	二七、三三六八〇

(第三表) 自明治三十年度年次収入概算
至同五十年度

年 度	生産物払 下代	小作地賃 下料	宅地賃下 料	予定小作 地賃下料	合 計
明治三年度	八、五〇〇〇〇	一、〇八八九六	八五〇〇〇	—	一〇、〇六八九六
同三一年度	八、六〇〇〇〇	一、三〇〇六七	八五〇〇〇	—	一〇、七五〇六七
同三二年度	八、七〇〇〇〇	一、九二二五二	八五〇〇〇	—	一〇、五六二五二
同三三年度	八、八〇〇〇〇	三、〇七六六六	一、五三七〇	—	一三、四〇六六六
同三四年度	九、一〇〇〇〇	四、一三三三一	一、二二〇四〇	—	一四、四五六一
同三五年度	九、一〇〇〇〇	五、二八〇三三	一、四七七二〇	—	一五、七三二五三
同三六年度	九、四〇〇〇〇	六、三九七五七	一、三四七三〇	—	一七、一四六八七
同三七年度	九、四〇〇〇〇	七、三五六九一	一、六四七〇	—	一八、四〇六七
同三八年度	九、七〇〇〇〇	八、〇四〇四八	一、六五〇〇	—	一九、三九一四八
同三九年度	九、七〇〇〇〇	八、五七七二七	一、七三四〇	—	一九、九六八六九
同四〇年度	一〇、〇〇〇〇〇	八、九九三三四	二、九五五〇	—	二一、九四九四四
同四一年度	一〇、〇〇〇〇〇	九、四七〇八一	三、二四四〇	—	二三、六七二八
同四二年度	一〇、〇〇〇〇〇	九、九〇六三三	三、三〇二四六	—	二三、五五二四六
同四三年度	一〇、〇〇〇〇〇	一〇、一四八四三	三、三六〇七〇	—	二三、八〇六六三
同四四年度	一〇、六〇〇〇〇	一〇、五五九八三	三、七三三六〇	—	二四、八七六四三
同四五年度	一〇、六〇〇〇〇	一〇、九二二五二	四、〇二七四〇	—	二五、六四九八二
同四六年度	一一、一〇〇〇〇〇	一一、四四六九三	四、〇七〇〇〇	—	二六、六四九八三
同四七年度	一一、一〇〇〇〇〇	一一、九八二五〇	四、三三三六〇	—	二七、三三六八〇

同 四 六 年 度	二、八〇〇、〇〇〇	三、三三九、六	四、五二四、九〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、一三七、六六
同 四 九 年 度	二、八〇〇、〇〇〇	三、五〇八、六	四、八五〇、〇〇〇	四、五二二、八	
同 五 十 年 度	二、八〇〇、〇〇〇	三、八七四、七四四	四、九八三、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	四、五三三、〇四

〔注〕 別紙写を略す。

〔農九一四〕

八六七 札幌農学校卒業生俸給額の儀に付稟請

〔四月二〇日扱済〕

学第十二号

本校卒業生採用ニ付俸給支給之義稟請

本校農工学科卒業生ヲ判任官ニ任用之義ニ付明治二十六年一月中北海道庁長官ノ稟請ニ対シ同年三月中内務大臣ヨリ該卒業生ヲ其庁ニ於テ判任官ニ任用スル場合ニハ月俸参拾五円ヲ限り適宜支給スルコトヲ得ト指令相成居リ候得共北海道庁已外ニ於テハ明治二十四年九月内閣総理大臣ヨリ初メテ判任官ニ任用スル者ニ支給スヘキ俸給額ハ月俸二十五円ヲ超過スルコトヲ得ズト被達候廉有之依テ一般官庁ニ於テハ右ニ基キ任用セラル、義ニ付北海道庁ニ於テ採用ノ者ト其已外ニ於テ採用ノ者ト彼是其權衡ヲ得サルノミナラズ實際任用上ニ於テ甚不便ヲ来シ候条本校卒業生ヲ判任官ニ任用ノ場合ニハ甲乙官庁ヲ論セズ総テ北海道庁ト同様月俸参拾五円ヲ限り適宜支給スルコ

トヲ得ル様御詮議相成度此段稟請候也

二十九年四月 日

文部大臣宛

校長

〔農五一九〕

八六八 校則改正の儀稟請

学第十九号

校則改正ノ義稟請

本校現行ノ校則ハ明治二十二年九月發布ノ北海道庁令第五十六号襲用致居候ニ付既ニ不用ニ属セル条項有之又学事進歩ニ伴ヒ改正ヲ要スヘキ廉々有之候右ハ別紙札幌農学校改正案説明大要之次第二付別冊改正案之通改正仕度候条御許可相成候様仕度此段稟請候也

明治二十九年四月廿四日

校長

大臣宛

〔別紙一〕

札幌農学校々則改正案説明ノ大要

一 現行校則ハ明治二十二年九月發布北海道庁令第五十六号ヲ襲用セルモノニテ校則中既ニ不用ニ属セル条項アリ又学事ノ進歩ニ伴ヒ改正ヲ要スヘキ点モ少シトセス故ニ該改正案ヲ提出シテ稟裁ヲ仰ク所以ナリ

- 一 工学科ハ追テ取調ノ上伺出ノ見込ナリ
- 一 兵学科モ亦従来校則中ニ存置セリト雖トモ明治二十五年已来生徒ヲ養成セス今日該科存置ノ必要ナキヲ以テ之ヲ廃セリ
- 一 予科モ亦タ改正案ニ於テ之ヲ廃セリ本科学生ハ尋常中学校卒業生ヲ以テ補充ノ目的ナリ
- 一 本科学年ヲ五ヶ年トシ農芸伝習科ノ学年ヲ三ヶ年トシ各一ヶ年ヲ延長セリ実業ノ練習學課ノ修得従来ノ年限ニテハ不十分ナルヲ認ムルニヨルナル
〔マニ〕
- 一 農学士ノ称号ハ本校創立已来之ヲ用ヒ且ツ明治廿二年中内閣稟請ノ上同年北海道庁令第六十五号ヲ以テ特ニ規定セラレタリ依テ之ヲ本校則ニ掲ク
- 一 校費生定員五十人ヲ改メテ十二人トナセシハ経費ノ支出上従来ノ如ク多数ノ校費生ヲ養成スルコト能ハサルニヨルナリ
- 一 校費研究生ヲ廃スルハ経費ノ都合ニ依レルナリ
- 一 従来学年ヲ分チテ二学期トナセリト雖トモ後学期即チ一月ヨリ七月ニ至ル学期ハ長キニ過キ学生倦怠ヲ生スル傾向アルヲ以テ改正案ニ於テ三学期トナセリ
- 一 特待生ヲ新ニ設ケシハ學事奨励ノ為メナリ
- 一 農芸伝習科生徒ニ新ニ授業料ヲ課セルハ農業実験費ノ幾分ヲ支弁スル財源トナスカ為メナリ

- 一 予科生ハ明治三十年七月ニ於テ本科ニ入ルトキハ皆無トナルモノタルヲ以テ暫ラク従来ノ教則ニ由リテ卒業セシムル見込ナリ
 - 一 改正案ハ其教則即チ學科課程ニ関スルモノハ明治三十一年ヨリ入学スル学生々徒ニ適用シ従来ノ学生々徒ハ従来ノ教則ニ遵依シテ卒業セシムル見込ナリ
 - 一 舍則其他諸細則ハ教官會議ニ諮詢ノ上適宜之ヲ制定スルノ見込ナリ
 - 一 學資支給法ハ別ニ按ヲ立テ伺出テノ見込ナリ
〔別紙二〕
- 札幌農学校々則改正案説明ノ大要 二
- 札幌農学校本科修學年限ヲ一ヶ年延長スルノ必要ニ関シ説明ノ大要
- 札幌農学校現行ノ校則ニ於テハ本科ハ四年予科ハ五年ニシテ合セテ九ヶ年ニ亘ル學科課程ヲ履修セシムル規定ナリト雖トモ（現今ハ予科第五年及第四年ノ二學級ヲ存シ尋常中學優等卒業生ハ第五年級ニ普通卒業生ハ第四年級ニ無試験入学ヲ許セリ）今回提出セル改正案ニ於テハ予科ヲ廃シ本科学生ハ尋常中學卒業生ヲ以テ補充シ其修學年限四年ヲ改メテ五年トナシ一學年ヲ延長セリ予科ノ廢止ハ命ニ依リ立按セルモノニツキ爰ニ説明ノ要ナシト雖トモ本科一學年ノ延長ニ関シテハ曩キニ提出セル説明書ニ於テ尽サ、ルモノアルヲ以テ尚

ホ左ニ其理由ヲ陳述セントス

第一 実業ノ練習上ヨリ一学年ノ延長ヲ必要トス

農業教育上最モ緊要ナルモノハ実業ノ練習ナリトス而シテ最モ至難ナルモノモ亦タ実業ノ練習ナリトス卒業生ニシテ実業ニ通曉セザレハ学理ノ応用ヲ務ムルコト能ハスシテ遂ニ其専門已外ニ身ヲ処スルノ止ムヲ得ザルニ至ルナリ蓋シ農業教育ノ通弊ハ実業ニ疎ナルノ一事東西皆同一轍ナリトス苟モ此弊ヲ矯メ学生ヲシテ卒業後農業ヲ以テ終身ノ業務トナサシメント欲セハ最モ重キヲ実業ノ練習ニ置カサルベカラズ然ニ札幌農学校ニ於テ從來実業ノ練習上最モ困難ヲ感シ其結果一学年ノ延長ヲ必要ト認ムルニ至レル事由ハ左ノ如シ

(イ) 北海道ニ於テハ冬期長ク夏期短カク乃チ農業期節ノ極ハメテ短

カキカ為メ一学年ノ延長ヲ必要トセリ

北海道ノ農業ハ概シテ五月初旬ニ始マリ十月下旬ニ終ハル即チ播種ヨリ収獲ニ至ル^{〔欠字〕}間ハ凡ソ六ヶ月ナリトス而シテ夏期休業二ヶ月ヲ除クトキハ実業練習ノ為メ余ス所僅々四ヶ月間ナリトス此四

ヶ月ハ最モ繁忙ナル時期ニシテ耕牛馬使役、農具使用穀菽及蔬菜播種及収獲、排水及開^{〔欠字〕}等諸般ノ実業ヲ練習セザルベカラス然シ

五六月ノ際天候不順往々霖雨等アリテ野外ノ練習ヲ廃セザルベカラザル場合アリ如此ノ場合ニ実業ノ練習一旦其時機ヲ失スルトキハ更ニ翌年ノ農期ヲ俟タザルベカラズ彼ノ工業教育ニ於ケル実業

練習ノ如ク晴雨寒暖ヲ論セス年中室内ニ於テ練習シ得ルモノト同一視スルコト能ハザルナリ北海道ノ如ク氣候寒冷農期ノ短カキ地方ニ於テハ大ニ練習年限延長ノ必要ヲ認ムル所ナリ

(ロ) 北海道ノ農業上特別ニ練習スベキ実業課目ノ多キカ為メ一学年ノ延長ヲ必要トセリ

北海道ノ農業ハ内地府県ノ如ク單純ナル穀菜的栽培ノ農業タルコト能ハス必ス穀菜ノ外ニ工芸的作物ノ栽培ノ如キ或ハ果樹栽培ノ如キ若クハ家畜飼養ノ如キ齊シク農業ノ組織ニ入ルベキモノタリ即チ北海道ノ農業ハ其進歩ニ伴ヒ漸次複雑的組織タルコトヲ要スルモノナリ故ニ札幌農学校実業ノ課目中^{〔欠字〕}乳、製酪、製麻、又ハ

乾草法或ハ果実糖漬法ノ如キ内地府県ノ農業教育上格別必要ナザルモノモ特ニ北海道ニ於テハ緊要ナリトス殊ニ各種器械使用ノ練習ノ如キハ北海道ニ於ケル農業教育ノ特色ナリトス然レトモ此等ノ練習ハ或ハ時期或ハ原料ノ制限ヲ受クルヲ以テ着々順序ニ依リ練習セシムルヲ要ス而シテ其練習タルヤ單ニ使用ノ方法ヲ知得セシムルヲ以テ足レリトスベカラス可成其技術ニ^{〔欠字〕}能ナラシムルコトヲ務メザルベカラス否ラザレハ実業練習ノ利益少ナク随ツテ学生ヲシテ卒業後或ハ農場管理者トシテ或ハ自営農業者トシテ実地其任ニ堪ヘサルモノアルヲ感セシムルコトアルベシは一学年延長ヲ必要トナセル事由ノ一ナリ

(イ) 修学年限中少ナクモ一農期間ハ屢修学旅行ヲナサシムル必要アルカ為メニ一学年ノ延長ヲ必要トセリ

農場管理ハ農学問題中緊要ナルモノニ属ス右ハ単ニ農場ニ於テ農夫ノ使役又ハ牛馬ノ取扱等ニ関スルノミナラス小作人管理法ノ如キ該問題中重要ナルモノトス而シテ最モ實地ニ就キ研究ヲ要スルモノトス即チ小作人ノ募集、小作地ノ測量及区開^{〔文字〕〔文字〕}ノ方法、開^{〔文字〕}費ノ支給法小作料ノ徵集法等地方ニヨリ大ニ其方法ヲ異ニスルモノタルヲ以テ或ハ団体移住者ニ就キ或ハ単独移住者ニ就キ其利害得失ヲ研究セシムルヲ要ス又タ自營農業法ノ得失ノ如キハ最モ

研究ヲ要スベキモノトス蓋シ此等諸問題實地研究ノ如何ニヨリテ農学応用ノ範圍ニ大ニ広狹深淺ノ相違ヲ来スモノナリ而シテ此業務の練習ハ本校所屬農場ノ如キ一定ノ模型ニノミヨリテナシ得ルモノニ非ス必ス学生ヲ或ハ新聞ノ農或ハ既成ノ農村ニ旅行セシメ實地ニ就キ帰納のニ修学セシムルヲ要ス故ニ右修学旅行之為メ実業練習時間ヲ多ク費サ、ルベカラザル場合アリ随ツテ一学年ノ延長ヲ必要トスルモノナリ

已上(イ)(ロ)三箇ノ事由ノ外ニ尚ホ左ノ事由アリテ一学年ノ延長ヲ必要トスルモノナリ

(ニ) 近年本科ニ入学ノ学生ハ其数大ニ増加シ充分実業ノ練習ヲナサシムルコト能ハザルカ為ナリ

学生ノ員数多キトキハ無論積極的方法即チ設備ヲ拡張シテ授業ヲナシ又ハ消極的方法即チ設備ヲ從來ノ如ク据置キ学生ノ員数ヲ制限シテ授業ヲナシ以テ修学年限ニ影響ヲ及ボサ、ルヲ得可シト雖トモ農業教育ニ於テハ大ニ斟酌^{〔ママ〕}スベキモノアリ即チ農業ニハ季節アリ順序アリ土地ノ用法異ナルアリ大ニ天然又ハ經濟上ノ制限ヲ受クルモノアルヲ以テ仮令器械其他ノ設備ニ於テ不足ナキモ妄リニ播種スベカラザルモノヲ播種スルガ如キ又ハ再墾スベカラサルノ土地ヲ再墾スルガ如キハ或ハ氣候ニ反シ或ハ經濟ニ戾リ決シテ真成ノ実業練習ト云フ能ハス故ニ実業練習ハ漸次順序ヲ逐フテナスベキモノトス又タ消極的ニ入学者ヲ制限スルコトハ實際困難ナル場合アリトス即チ就学者ハ地方移住者ノ子弟ナルカ或ハ将来実業ニ従事スル志操堅固ナルモノニアリテハ可成之ヲ養成スルノ可ナルヲ信ス然レトモ一学年ヲ延長スルトキハ此等ノ不足ヲ補フコトヲ得可シ

(ロ) 学生ニ農事上ノ經驗少ナキカ為メニ一学年ノ延長ヲ必要トス之ヲ從來ノ經驗ニ徴スルトキハ本科学生ハ多クハ農事上ノ經歷ニ乏シク本科ニ入り初メテ鋤犁ヲ手ニスルモノ比々皆然リトナス欧米ノ農学校ニ於テ其学生ノ多数ハ農家ノ子弟ナルモノト同一視スルコト能ハザルナリ実業練習上ヨリ学年ノ延長ヲ必要トスルハ亦タ止ムヲ得ザルナリ

第二學課ノ修得上ヨリ一学年ノ延長ヲ必要トス

農學ハ元ヨリ單純ノ科學ニアラス複雑ナル科學ニシテ關係ノ諸學科頗ブル多シ殊ニ札幌農學校ニ於テハ農學科中獸醫學、森林學、農芸化學、又ハ水産學ノ如キ一箇獨立ノ學科トシテ教授シ得可キモノヲ其學課目中ニ包含セルヲ以テ割合ニ多クノ時間ヲ要スルハ当然ナリトス且ツ本科ノ入學程度ヲ限メテ尋常中學卒業生ヲ以テ直ニ入學スルコトヲ得セシムルコトトナセルヲ以テ本科ノ初年ニ於テ數學ノ如キ、化學ノ如キ又ハ語學ノ如キ或ハ中學教育ノ不足ヲ補ヒ或ハ新ニ課セザルベカラザルモノアルヲ見ルナリ左ニ重ナル學課ニ就キ学年延長ノ止ムベカラザルヲ陳述セン

(イ) 農學ハ普通一般ノ理論ノ外ニ特ニ地方的應用ヲ主眼トナシ或學

課ヲ周密ニ授業スルヲ要ス北海道ニ於テハ特有作物及牧畜ノ二課目ハ最も緊要ナルモノトス故ニ特有作物中亞麻大麻甜菜、薯蕷、藍等ノ作物ニ関シ又タ牧畜中畜産ニ関シ從來ノ時間ヨリハ少ナクモ前者ニ対シテ四十時間後者ニ対シテ六十時間多キヲ要ス

(ロ) 化學中動物飼養及農産製造ハ北海道ノ農學ニ於テ應用ノ範圍広

キモノトス然レトモ此等ノ學課ニ先タチ普通化學即チ無機及有機化學ヲ充分教授スルヲ要ス故ニ初年及二年ニ於テ中學教育ノ補習ヲナシ且ツ分析化學ヲ教授セザルベカラス

(ハ) 植物學中細菌學ハ甚タ緊要ナル學課ナリトスヨリテ一学期中毎

週三時間ヲ増セリ北海道ノ如キ新開ノ土地ニシテ氣候定マラザル処ニ於テハ植物ノ病ニ罹ルモノ往々之アリ即チ穀菽蔬菜類又ハ果樹ノ如キ或ハ枯死シ或ハ果実ヲ結ハザルモノアルナリ是植物學上研究ヲ要スベキモノトス

(ニ) 測量及農學土木ノ兩課目ハ北海道ノ如キ新開ノ土地ニ於テ最も

必要ノモノタルヲ以テ多少其時間ヲ増サ、ルベカラス而シテ該學課研究ノ予備トシテ高等數學ヲ教授セザルヘカラス故ニ從來予科ニ於テ履修セル代数幾何及微積分ハ之ヲ本科ニ新置セルモノトス

(ホ) 独逸語ハ從來予科ニ於テ一学年本科ニ於テ二学年履修セルモノ

ナリ農學ニ関スル參考書ニシテ独逸書ヲ使用スベキモノ少ナシトセズ故ニ本科三学年間履修スルコトトナセリ

(ヘ) 水産學、森林學、昆蟲學、及養蠶論ノ諸課目ハ北海道ニ於テ應

用的ノ學課ニ屬ス故ニ学期ヲ延長シ時間ヲ増加セリ

(ト) 農業經濟及農政ハ広義ノ農學中緊要ナル部門ヲ占メ普通農學ト

相並ンテ教授スルヲ要ス故ニ多少時間ヲ増加セリ

已上ハ緊要ナル學課ニ関シ学期ヲ延長シ時間ヲ増加スルノ必要ヲ陳述セルモノナリ將タ卒業生ノ年齢ニ至リテハ一学年ヲ延長スト雖トモ早キハ二十二年遅キモ二十四年ニテ最も應用的才幹ニ熟セル壯年ノ時期ト云フヲ得可シ

改正校則按第四条農学士ノ称号ニ関シ説明ノ大要

札幌農学校ニ於テ農学士ノ称号ヲ用ユルコトハ其學制上最も緊要ノ事ニ屬ス該校ハ創立已來此制規ニ拠リテ學事諸般ノ方針ヲ定メタルモノナリ實ニ農學士称号ノ存否ハ單ニ該校ノ盛衰ニ關スルノミナラス延ビテ北海道農事ノ改善發達上ニモ影響ヲ及ボスベキ重大ノ事件ナリトス該校ハ明治十三年始メテ卒業生ヲ出シ爾來百六十名ノ多キニ及ベリ而シテ卒業生ハ農學士ノ称号ヲ冒カシテ社會ニ立チ之ニ相當スル待遇^(待遇)ト信用ヲ受クルモノナリ若シ將來ノ卒業生ニシテ農學士ノ称号ニ代フルニ他ノ称号ヲ以テスルカ如キアラハ独リ其信用ヲ失墜スルノミナラス從來ノ卒業生モ亦タ學士ヲ以テ社會ニ立ツコト能ハザルニ至ルベシ其不幸モ亦タ大ナリ況ンヤ戰後經營ノ今日官途ニ民間ニ高等教育ヲ受ケタル學士ヲ要スルコト多キニ於テヤ假令教育上ノ實力アルモ世上ノ信用ヲ繋クベキ學士ノ称号ヲ用ユル能ハサルカ為メニ其技芸ヲ應用スベキ地位ヲ得ザルニ至リテハ豈ニ只卒業ノ不幸ノミナランヤ實業振興上國家ノ為メ惜ムベキモノトス若シ札幌農學校ニ於テ從來農學士ノ称号ヲ用ヒザラシメハ更ニ新ニ其称号ヲ使用セシメ以テ實業ノ振興上裨益ヲ与フル所ナカラザルベカラサルハ当然ナリトス況ンヤ十數年一定ノ制度ニ拠リテ之ヲ使用セルモノニ於テヤ且ツ北海道拓殖ノ現況ニ照ストキハ益々札幌農學校ヲ擴張シテ農事ノ改善發達ヲ謀ルノ機關トナサ、ルベカラズ故ニ札幌

農學校ニ於テ特ニ農學士ノ称号ヲ必要トナシ明ラカニ之ヲ校則ニ掲ケタリ尚ホ左ニ其必要ノ事由ヲ陳述セントス

(イ) 札幌農學校ハ明治十三年始メテ農學士ノ學位ヲ卒業生ニ授与シ

明治廿年ニ至レリ明治廿年已後ハ單ニ卒業證書ヲ授与セリト雖トモ明治廿二年ニ至リ北海道庁ヨリ内閣へ稟請之上同年庁令第六十五号ヲ以テ札幌農學校ニ於テ農學科及工學科ヲ卒業シタルモノハ其學科ニ從ヒ農學士又ハ工學士ト稱スルコトヲ得ル旨規定セラレタリ始メテ農學士ノ称号ヲ用ヒシ已來既ニ十六年其卒業生ハ農學士ヲ以テ内外ニ知ラレ其専門ノ學術ニ於テ亦タ深ク研究ヲ重サネ居ル篤實ノ農學士ナシトセス依リテ校則ニ於テ明ラカニ十數年來ノ既得權ヲ確認シ以テ益々學術研究ノ奨励トナサントス

(ロ) 農學士ノ称号ハ高等農學校ノ卒業生ニハ必要欠クベカラザル稱

号ナリ之レアルガ為メニ任官上ノ資格ヲ有スルコトアリ假令ハ明治廿二年勅令第三百七十七号ヲ以テ札幌農學校卒業生ハ高等試験ヲ要セスシテ其修メタル學科ニ關スル行政官試験ニ採用スルコトヲ得セシメラレシカ如キ其一例ナリ又タ明治二十七年勅令第八十七号ヲ以テ府県農事試験場長ノ資格ヲ札幌農學校卒業生ニ与ヒラレシカ如キハ最も農學士ノ称号ト關係アルモノト解シテ可ナラン近時戰後經營ノ結果トシテ明治二十九年法律第十七号(害虫驅除予防法)同法律第三十五号(葉煙草專売法)同法律第八十二号

(日本勸業銀行法) 同法律第八十三号 (農工銀行法) ノ如キ実業ニ関係アル諸法律ヲ実施スルトキハ必ス農学士ノ需要多キヲ加エシ且ツ各種ノ実業学校長又ハ教員、農事巡回教師、農事試験技術者ノ如キ業ニ尽其欠乏ヲ告クルノ傾向アリ時勢如此、札幌農学校ニ於テ農学士ヲ養成シテ国家目下ノ必要ニ応スル所ナカルベカラス

(イ) 札幌農学校卒業生中北海道ニ於テ土地貸下ヲ受ケ自営農業ニ就クモノ漸次多キヲ加フ傾向アリ蓋シ小作農業者多クシテ自営農業者少ナキトキハ円満ナル農業ノ發達ヲ來スコト能ハザルヲ以テ卒業生ハ農学士ノ称号ニ對シテ其責任ヲ重シジ奮フテ自営農業ヲ計盡スルモノ往々之レアリ蓋シ農学士ノ自営農業ハ之ヲ北海道ニ於テ望ムベクシテ内地府県ニ於テ期スベカラザルモノナリ故ニ自営農業奨励ノ一法トシテモ農学士ノ称号ヲ必要トスルモノナリ

(ニ) 北海道ニ於テ農業ノ進歩近年甚タ顯著ニシテ大地積ヲ貸下ケ大農場ヲ開設スルモノ尠ナシトセス而シテ其場主ハ多クハ華族或ハ有力ノ資本家ニシテ北海道已外ニ居住スル人ナリ故ニ農場管理者トシテ札幌農学校出身ノ農学士ヲ聘シテ其任ニ当ラシムルモノ往々之レアリ而シテ場主ハ農学士ニ信用ヲ置キ管理者ハ農学士ノ称号ニ對シテ責任ノ重大ナルヲ自覺スルモノナリ然ラハ則チ農学士ノ称号ハ北海道ノ拓殖上ニ卒業生ノ就職上ニ必要ナリト云ツテ可ナラン

(イ) 本科入学ノ程度ハ中等教育卒業ノ程度ト同一ナリト雖トモ其專門學術ニ至リテハ大学制ト専門學校制ニ於テ格別ノ相違ヲ見ザルハ欧米ノ農業教育制度ニ徴シテ其然ルヲ知ルベシ故ニ札幌農学校卒業生ハ其專修ノ學術ニ對シテ農学士ノ称号ヲ担ふニ足ルヘキ学力技芸ヲ充分修得スルモノナリ

已上種々ノ事由ヨリ札幌農学校ニ於テ農学士ノ称号ヲ用ユルコト甚タ緊要ナリトス依リテ明治二十二年北海道庁令第六十号ノ規定ヲ襲用シテ之ヲ校則ノ明文ニ掲ケ以テ十數年來ノ既得權ヲ確認セリ

〔注〕 校則改正案を欠く。

〔農五四五〕

八六九 明治二八年調査報告 (四月三〇日扱済)

学第十九号

二十八年曆年調査報告開申之義伺

昨明治二十八年ニ関スル曆年調査報告別冊之通りニ有之候条此段開申候也

二十九年四月廿 日

校長

文部大臣宛

〔別紙〕

札幌農学校報告

一 札幌農学校創設ノ要旨 札幌農学校創設ノ要旨タルヤ北海道拓殖ノ事業ヲ進捗セシカ為メ農工業ニ関スル學術技芸ヲ教授シ以テ殖民地ニ必要ナル人材ヲ養成シ且又欧米ノ農業法ヲ取捨折衷シ本道ニ適応セル模範農業ヲ示スニアリ

一 農学科及工学科設置ノ主意 本校ニ農工両学科ヲ併置シ農学科ニ於テ専ラ農理農芸ニ関スル學術ヲ教授シ以テ農業ノ改良ヲ企図シ殖産興業ヲ振作セシムルヲ以テ目的トナシ工学科ニ於テハ専ラ土木事業ニ関スル學術ヲ教授シ以テ運輸交通ノ道ヲ開発シ又ハ排水灌溉等ノ工事ニ従事スル技術者ヲ養成スルヲ以テ目的トナセリト雖トモ工学科ハ経費ノ都合ニ拠リ明治廿七年以來新ニ入学ヲ許サス明治卅年ニ至リ之ヲ全廢スルノ見込ナリ

一 予科設置ノ主意 予科ハ専ラ本科即農工学科ニ入ルノ階梯トナセルモノナリト雖トモ明治卅年已降ハ尋常中学校卒業生ヲ以テ之ヲ補充スルノ目的ナルヲ以テ同年後ハ之ヲ存置セザル見込ナリ

一 伝習科設置ノ主意 伝習科設置ノ主意タルヤ専ラ本道農家ノ子弟又ハ本道ニ移住開墾ノ志望アルモノニ簡易農業法ヲ教授シ以テ模範農家ヲ養成シ本道農業ノ改善上進ヲ企図スルニアリ

一 冬期講習生養成ノ主意 冬期講習生養成ノ主意タルヤ本道農家ノ子弟ヲシテ冬期農業ノ繁劇ナラザル時期ニ於テ本道ニ適切ナル農業法ノ大意ヲ講習シ以テ農業改善ノ普及ヲ希図スルニアリ

一 専修生ノ選拔 農学科第三年級學生中ヨリ特ニ専修科ヲ志願セシメ実地ニ就キ演習せしむ其之意ハ學生ノ性質ニヨリ農芸牧畜等ヲ修ムルニ適セルモノアリ或ハ化学植物經濟等ノ研究ニ適セルモノアリ是等ノ學生ヲシテ其得意ノ専門ヲ捨テ強テ不得意ノ學術ヲ攻究セシメシヨリハ寧ロ得意ニシテ且拓殖上最モ必要ナル業務ニ勉勵セシムルノ優レルニ若カス仍テ農学科第三年級學生中ヨリ農芸化学植物病理学及農業經濟学ノ三科ノ内ヲ特ニ志願セシメ二年間特ニ実地ニ就キ演習せしムルハ最モ必須ノ事ナリトス依テ人員ヲ限り學生ノ性質ヲ審按シ制規ノ時間外ニ於テ其志望之学科ヲ専修せしムルノ途ヲ開キタルモノナリトス

一 本科及予科授業料 本年度ニ至リ増額せり其理由ハ各学科及授業時間ノ増加セント他直轄学校ニ比較スルニ稍々少額ニ過キ其權衡ヲ得サルニ拠リ從來一学年ニ付本科金拾円ナルヲ改メテ金十五円トナシ予科金六円ヲ改メテ金八円トナセリ

〔後略〕

〔農五八五〕

八七〇 ドイツ語授業時間増加の儀伺

第一七二号

明治二九年五月十一日

助教授小寺甲子二〇

校長代理⑨(にとへ)

教頭⑨(にとへ)

予科掛⑨(小寺)

庶務部主⑨(井上庶務掛⑨(井上)

独乙語授業時間増加之義伺

予科第五年級生徒之授業時間中独乙語之時間ヲ二時間増加致度右ハ
教授上之都合有之ニ付明日ヨリ当分之内施行致度此段相伺候也

〔農五二一〕

八七一 校則改正の件認可

申専甲四一〇号

札幌農学校

本年四月二十四日付学第十九号伺其校々則改正ノ件認可ス

但校則第三条中「五年」トアルヲ「四年」ニ「三年」トアルヲ
「二年」ニ改メ第五条ノ課目中独逸語ヲ刪リ本条及第六条ノ課程
ハ訂正ノ上更ニ伺出ツヘシ又第十六条ニ「入学手数料ハ一旦納付
ノ後ハ何等ノ場合ト雖モ之ヲ返付セス」ノ一項ヲ加フヘシ

明治二十九年六月二十三日 文部大臣侯爵西園寺公望 印

〔農五四五〕

八七二 札幌農学校校則

札幌農学校々則 〔注一〕

目次〔略す〕

第一章 総則

第一条 札幌農学校ハ農理農芸及拓殖ニ関スル高等教育ヲ授クル所

トス

第二条 札幌農学校ハ本科ノ外農芸伝習科ヲ設ケ簡易ノ農理及実業
ヲ授ク

第三条 修業年限ハ本科ヲ四年トシ農芸伝習科ヲ二年トシ各一学年
ヲ一学級トス

第四条 本科ヲ卒業シ規定ノ試験ヲ経タルモノハ農学士ト称スルコ
トヲ得

第二章 学科課目

第五条 本科ニ於テ修学スヘキ課目及課程ハ大約左ノ如シ

- 一 農 学
- 一 園 芸 学
- 一 畜 産 学
- 一 化学及農芸化学
- 一 植 物 学
- 一 動 物 学
- 一 昆虫学及養蚕学
- 一 獸 医 学

一 水産学
一 森林学

一 地質学及岩石学

一 数学及測量術

一 農業工学

一 物理学及気象学

一 経済原論及農業経済学

一 農政学及殖民論

第六條 農芸伝習科ニ於テ修業スヘキ課目及課程ハ大約左ノ如シ

一 実業

耕牛馬使役 農具使用 家畜飼養 肥料製法 排水開墾 作物栽

培及收穫 果樹栽培 乾草法 農産製造

一 学課

土壤論 農具論 肥料論 化学原理 排水及開墾法 農場管理法

農業經濟大意 動物生理学 牧畜論 農用植物生理 普通作物

特有作物 園芸 果樹栽培 農圃測量 害虫駆除法 植物病理

養蚕 病畜治療及蹄鉄法大意

第三章 学年学期及休業規程

第七條 本科ノ学年ハ九月十一日ニ始マリ翌年七月十日ニ終ル

第八條 本科学年ヲ分テ三学期トナシ第一学期ハ九月十一日ヨリ十

二月二十四日ニ至リ第二学期ハ一月八日ヨリ三月卅一日ニ至リ第
三学期ハ四月八日ヨリ七月十日ニ至ル

第九條 年中ノ休業日ハ左ノ如シ

一 日曜日

一 孝明天皇祭

一 紀元節

一 春季皇靈祭

一 神武天皇祭

一 札幌神社祭

一 秋季皇靈祭

一 神嘗祭

一 天長節

一 新嘗祭

一 夏期休業

一 冬期休業

一 春期休業

第十條 農芸伝習科ノ学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終

ル該学年ヲ分テ前後二学期トシ前学期ハ四月一日ニ始リ十一月三

十日ニ終リ后学期ハ十二月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十一條 農芸伝習科ノ休業日ハ夏期及春期休業ヲ除クノ外第九條

一月三十日

二月十一日

春分日

四月三日

六月十五日

秋分日

十月十七日

十一月三日

十一月二十三日

自七月十一日
至九月十日

自十二月二十五日
至二月十七日

自四月一日
至同月七日

ニ準ス

第四章 入学在学及退学規程

第十二条 入学ノ期ハ毎学年ノ始メトス

第十三条 本科ニ入学スルコトヲ得ルモノハ尋常中学校ヲ卒業シタルモノ若クハ之ト同等ノ学力ヲ有シ品行方正年齢満十七歳已上ニシテ募集ニ応シ入学試験ニ及第シタル者トス

第十四条 農芸伝習科ニ入学スルコトヲ得ルモノハ高等小学校^{四年}ヲ卒業シ若クハ之ト同等ノ学力ヲ有シ品行方正年齢満十七歳已上ニシテ募集ニ応シ入学試験ニ及第シタル者トス

第十五条 本科入学試験ハ尋常中学校ノ学科及其程度農芸伝習科入学試験ハ高等小学校^{四年}ノ学科及其程度ニ依リ学力試験ヲ施シ兼テ体格検査ヲ行フモノトス

第十六条 本校へ入学ヲ出願スルモノハ入学願書ト共ニ入学手数料

本科ハ金壹円農芸伝習科ハ金五拾錢ヲ前納スヘシ

入学手数料ハ一旦納付ノ后ハ何等ノ場合ト雖トモ之ヲ返付セス

第十七条 本科ニ入学ヲ出願セントスルモノハ左式ノ願書及卒業履歴書ヲ差出スヘシ

入学願書式(用紙美濃紙)

入学願書

私儀今般御校^本農芸伝習科^科へ入学志願ニ付御許可相成度別紙履

歴書並ニ入学手数料金^老五拾錢^円相添へ此段奉願候也

年 月 日

本籍
寄留

姓 名 印

何 年 何 月 生

札幌農学校長某殿

卒業履歴書式(用紙美濃紙)

卒業履歴書

姓 名 印

一 同年何月ヨリ何年何月マテ何地何学校ニ入り又何某ニ就キ何

学修業用書何々

一 何年何月何学校ニ於テ何科程卒業

一 賞状修業証書卒業証書等ノ写

第十八条 甲保証人ハ丁年已上ノ男子ニシテ札幌区内ニ住シ一家計

ヲ立テ相当ノ財産若クハ職務(職業)ヲ有スル者ニシテ本校ニ於

テ適當ナリト認メタルモノ乙保証人ハ父兄若クハ親戚中丁年以上

ノ男子ニシテ一家計ヲ立テルモノニ限ル

第十九条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ甲乙保証人ノ署名セル二葉ノ在

学証書ヲ差出スヘシ

但甲号証書ハ入校ノトキ乙号証書ハ入校后三十日以内ニ差出ス

ヘシ

老
紙
銭

在学証書式(用紙美濃紙)

在 学 証 書 (甲号)

私儀今般御校へ入学御許可相成候ニ就テハ御規則堅ク相守
リ猥リニ転学退学等仕間敷候依テ証書如斯候也

族籍住所

姓 名 印

何 年 何 月 生

札幌農学校長某殿

何某在学中ハ勿論御校ノ学籍ヲ脱シ候后タリトモ同人ニ係ル
一切ノ事件ハ拙者ニ於テ引受可申候此段保証仕候也

族籍職業或ハ職務

学生ニ対スル關係

年 月 日 甲保証人 何 某 印

何 年 何 月 生

宿 所

前書保証人何某ハ丁年以上ニシテ当区内ニ住シ一家計ヲ立テ
且家産(若クハ土地)ヲ所有スル者(若クハ何々職務若クハ
職業ヲ有スルモノ)ニ相違無之候也

年 月 日

札幌区長 何 某 印

老
紙
銭

在 学 証 書 (乙号)

何某儀今般御校へ入学御許可相成候処拙者儀同人ノ父兄伯
叔父等
ニシテ某在学中ハ勿論御校学籍ヲ脱シ候后タリトモ同人ニ
係ル事件ハ一切引受ケ可申候仍テ保証如斯候也

族籍及職業

父兄等親戚ノ關係

乙保証人 何 某 印

何 年 何 月 生

札幌農学校長某殿

前書保証人何某ハ丁年已上ニシテ当区市内ニ於テ一家計ヲ立
ル者ニ相違無之候也

年 月 日 北海道庁何府何区何市何町何村長 何 某 印

第二十条 保証人ハ転籍転居又ハ改印ノトキハ速ニ届出ツヘシ

第二十一条 保証人一時旅行セントスルトキハ相当ノ代理者ヲ置ク

ヘシ

第二十二条 保証人ニ於テ第十八条ニ掲クル資格ヲ失フトキハ直ニ

他人ヲ以テ之ニ代ヘ更ニ在学証書ヲ差出スヘシ

第二十三条 学生々徒疾病或ハ事故ニ依リ欠課スルトキハ其当日或
ハ三日以内ニ甲保証人連署寄宿生ハ舎監ノ証明ヲ得テ其当日ヨリ
二日以内ニ其旨届出ツヘシ

但欠課五日ニ及フトキハ医師ノ診断書ヲ添フヘシ

第二十四条 学生々徒左ノ一項若クハ數項ニ触ル、者ハ之ヲ除名ス

ヘシ

第一項 無届ニテ二ヶ月已上引續キ欠課スルモノ

第二項 出席常ナラサルコト甚キモノ

第三項 一学年間ニ停学ノ処分ヲ受タルコト二度ニ及フモノ

第四項 二学年ヲ超ユルモ尚同級ニ止マルモノ

第五項 学業不進歩ニシテ卒業ノ目的ナシト認メタルモノ

第二十五条 学生々徒疾病又ハ不得止事故ニ由リ退学セント欲スル
トキハ甲乙保証人連署ノ上其旨願出ツヘシ

第二十六条 此規程中学生々徒ノ入学退学及除名ニ関シテハ事宜ニ
由リ臨機ノ処分ヲ為スコトアルヘシ

第五章 懲罰規程

第二十七条 校則及命令ニ違背シタルモノ又ハ校内ノ風紀ヲ害スル
モノハ其輕重ニ由リ之ヲ処罰ス

第二十八条 懲罰ヲ分テ譴責停学放校ノ三種トス

第二十九条 譴責ハ訓誡ヲ加ヘテ将来ヲ戒メ停学ハ一学年間以内昇
校スルヲ停メ放校ハ学校ヨリ放逐スルモノトス

但放校ニ処セラレタル者ハ文部大臣ノ特免ヲ得ルニアラサレハ

復校ヲ許サス

第六章 休学規程

第三十条 学生々徒疾病ニ罹リ其他止ムヲ得サル事故ニ由リ二ヶ月
以上修学スルコト能ハサルモノハ其学年間休学スルコトヲ得

第三十一条 休学セント欲スルモノハ甲保証人連署ヲ以テ願出ツベ
シ

但疾病ノ為メ休学スルモノハ医師ノ診断書ヲ添付スヘシ

第三十二条 休学ノ許可ヲ得タルモノハ次学期ヨリ該学年間ノ授業
料ヲ徴収セス

第三十三条 休学ノ許可ヲ得タルモノハ次学年ノ始メヨリ其原級ニ
入り修学スルモノトス

第三十四条 一年志願兵ヲ出願セントスルモノニハ一学年間休学ヲ
許可ス

第七章 進級及卒業規程

第三十五条 試業ヲ分テ臨時学期及学年ノ三種トス

第三十六条 臨時試業ハ学期中教官ノ見込ヲ以テ之ヲ行ヒ学期試業
ハ学期ノ終ニ於テ之ヲ行ヒ学年試業ハ学年ノ終ニ於テ之ヲ行フモ
ノトス

第三十七条 試業ハ教官ノ見込ニ依リ口述筆記又ハ実験ノ法ヲ以テ
之ヲ行ヒ其成績ヲ按シテ評点ヲ付ス

第三十八条 試業ノ評点數ハ百ヲ以テ最高點トシ六十已上ヲ及第點

ト定ム

第三十九条 各科学期評点ハ其学期中ノ臨時試業評点平均数若クハ日課評点平均数ト学期試業評点数トノ和ヲ二分シテ得ルモノトス
第四十条 各科学年評点ハ学期評点ノ和ヲ二分又ハ三分シテ之ヲ得ルモノトス

但學課ニシテ二学期ニ跨ラサルモノハ一学期ノ評点数ヲ以テ學年評点トス

第四十一条 学期ノ諸科平均評点ハ各学期ノ評点ニ其課程時間ヲ乘シタルモノヲ合セ課程時間ノ總數ヲ以テ除シ之ヲ得ルモノトス

第四十二条 學年ノ諸科平均評点ハ各科ノ學年評点ニ其課程時間ヲ乘シタルモノヲ合シ課程時間ノ總數ヲ以テ除シ之ヲ得ルモノトス

第四十三条 諸科平均評点六十已上ニ及フト雖トモ各科学年ノ評点數六十未滿三科已上若クハ五十未滿二科已上ニ及フトキハ落第トス

第四十四条 諸科平均評点數六十已下ニシテ各科ノ評点數五十未滿二科已上若クハ四十未滿一科已上アルトキハ第二十四条ニヨリ処分ス

第四十五条 農芸伝習科ニ於テハ第四十三条及第四十四条ヲ適用セスト
特ニ実業點數六分學科點數四分ノ比率ニ由リ學年評点ヲ定ム
第四十六条 試業ニ欠席シタル者ハ原級ニ止ム

但疾病其他止ムヲ得サル事故ノ為メ欠席シタル者ニシテ教官會議ニ於テ之ヲ適當ト認メタルトキハ追試業ヲ行フコトアルヘシ
第四十七条 本科ニ於テ定規ノ課程ヲ卒リタルモノニハ左式ノ卒業証書ヲ授与ス

(卒業証書式)

札幌農學校ニ於テ本科ヲ修メ定期ヲ經テ考試ヲ完フシ正ニ其業ヲ卒ヘリ仍テ之ヲ証ス

札幌農學校教授位勲 姓名 印
札幌農學校教授位勲 姓名 印

教官ノ証明正當ナルヲ以テ札幌農學校印ヲ鈐シ之ヲ証ス

第四十八条 農芸伝習科ノ課程ヲ卒ヘタル者ニハ左式ノ卒業証書ヲ授与ス

札幌農學校ニ於テ農芸伝習科ヲ修メ正ニ其業ヲ卒ヘリ仍テ之ヲ証ス

札幌農學校印
年 月 日

札幌農學校校長位勲 姓名 印

第八章 校費生及特待生規程

第四十九条 学生中学業優等品行端正ナル者ヲ撰ヒ校費生又ハ特待生トナスコトアルヘシ

第五十条 校費生ハ授業料ヲ免シ學費トシテ月額金七円ヲ給与スル

モノトス

第五十一条 校費生ハ本校寄宿舎ニ入舎スルモノトス

第五十二条 校費生半途退學ヲ願出又ハ停學已上ノ処分ヲ受ケタル

モノハ給与ノ金額即時ニ返納セシム

但疾病ノ為メ退學ヲ命セラレタルモノハ事情ニ由リ給与金ノ返

納ヲ免除スルコトアルヘシ

第五十三条 校費生卒業后滿五ヶ年間其身分進退ニ関シテハ校長ノ

許可ヲ受クヘキ者トス

第五十四条 校費生ハ十二人ヲ以テ定員トナス

第五十五条 特待生ハ十五人ヲ以テ定員トナス

第五十六条 特待生ハ一學年間授業料ヲ免スルモノトス

第五十七条 校費生及特待生ハ每學年末ニ於テ教官會議ヲ經テ校長

之ヲ定ム

第五十八条 校費生及特待生ニシテ其資格ヲ損スル廉アリト認ムル

トキハ直ニ之ヲ免ス

第五十九条 校費生ハ左式ノ契約書ヲ差出スヘシ

契約書式（用紙美濃紙）

契約書

私儀今般校費生被命候ニ付テハ在学中御校則堅ク相守リ可申且
ツ卒業後ハ校則第五十三条ニ依リ進退可仕万一御規則ニ背キ半
途退學被命候歟又ハ不得止事故アリテ退學相願候節ハ在学中ノ
御給与金即時返納可仕保証人連署依テ契約仕候也

年 月 日

本籍
寄留

何

某

印

何年何月生

本籍
寄留

甲保証人

何

某

印

何年何月生

本籍
寄留

乙保証人

何

某

印

何年何月生

札幌農学校長某殿

第九章 実科規程

第六十条 ^(注二) 本科學生ニシテ第三年級ヲ修得シタル者ニ実科演習ヲ課

スルモノトス

第六十一条 実科課目ハ學生各自ニ之ヲ撰択シテ六月三十日マテニ

願出テ校長ノ認可ヲ受クルモノトス

第六十二条 実科課目ハ当分左ノ六科トス

一 農学 甲科

農場実習 農産製造実習 手工実習 園芸 特用作物及農場管理

一 農学 乙科

畜産製造実習 畜舎実習 家畜解剖学及生理学演習 家畜衛生学演習 蹄鉄学演習 家畜解剖学実習 病論大意演習 農場実習

一 農業経済学

応用経済 日本農史 田制 農業統計 農業評価 殖民制度 農法

一 農芸化学

單純化学物 肥料 土壤 動物飼料等ノ定量分析及実地研究

一 農用動物学

昆虫学及養蚕学演習

一 植物病理学

寄生菌学及無機原因ヨリ起ル植物病理学ノ実習並ニ実地

第六十三条 実科ハ本科規定以外ノ時間ヲ以テ之ヲ課ス

第六十四条 実科演習ハ一人一学科ニ限ル

但他学科ニ転科シ又ハ半途ニシテ廢止スルヲ許サス

第六十五条 一実科ニシテ志願者定員ヲ超過スルトキハ更ニ他実科

ヲ出願セシムヘシ

第十章 研究生規程

第六十六条 研究生ハ本科卒業生ニシテ既修ノ一学科ヲ更ニ攻究セント欲スル者ヲ以テ之ニ充ツ

第六十七条 研究生ハ学費ヲ自辨スルモノトス

但授業料ハ免除ス

第六十八条 研究生志願ノ者ハ攻究ノ学科ヲ撰定シ校長ノ許可ヲ受クヘシ

第六十九条 研究生ノ攻究期限ハ二ケ年已内トス

第七十条 研究生ノ攻究セント欲スル学科ハ主管教官ヲシテ指導ヲ担当セシメ研究生ハ主管教官指導ニ從ヒ攻究ノ業ニ従事スルモノトス

第七十一条 研究生ハ每学期ノ終ニ於テ攻究シタル事項ヲ主管教官ヲ經テ校長ニ報告スルモノトス

第七十二条 研究生志願ノ者ハ左式ノ願書ヲ差出スヘシ

願書式(用紙美濃紙)

願 書

某儀某学科ノ事項ヲ攻究仕度候ニ付研究生御許可被成下度此

段奉願候也

年 月 日

本籍
寄留
族

何 某 印

本籍
寄留
族

保証人 何 某 印

札幌農学校長某殿

第十一章 卒業論文規程

第七十三条 卒業論文ハ各自所修ノ学科ニ付キ研究ノ結果ヲ論述ス

ルモノトス

第七十四条 論題ハ第四学年ノ終リ迄ニ撰定シテ校長ニ届出テ指導

ヲ受クヘキ教官ノ指定ヲ請フモノトス

第七十五条 卒業論文ノ採否ハ教官會議ニ於テ之ヲ決ス

第七十六条 卒業論文否決セラレタル者ハ卒業ヲ延期セシムベシ

第七十七条 論文ハ邦語ヲ以テ叙述スルモノトス

但事宜ニヨリテハ主管教官ノ承認ヲ得テ外国語ヲ用ルコトヲ

得

第七十八条 論文ノ草稿ハ四月三十日迄ニ主管教官ヘ差出シ其批評

ヲ乞フモノトス

第七十九条 論文ハ六月二十五日マテニ必ス主管教官ヲ經テ校長ニ
差出スヘシ

第十二章 農芸伝習科規程

第八十条 農芸伝習科生徒ハ九十人ヲ以テ定員トス

第八十一条 農芸伝習科中ニ給費生及特待生ヲ置ク

第八十二条 給費生ハ品行端正学力優等ナルモノ又ハ北海道郡区長

ノ特選ニ係ルモノヲ以テ之ニ充ツ

第八十三条 給費生ハ授業料ヲ免シ学資トシテ一ヶ月金三円ヲ給与

スルモノトス

第八十四条 給費生ハ北海道在籍者ニシテ耕地三町歩已上ヲ所有ス

ル農業者若クハ其子弟又ハ本道ノ移住者若クハ其子弟ニシテ未墾

地五町歩已上ノ貸下地ヲ有スルモノニ限ル

第八十五条 給費生ハ五十人ヲ以テ定員トス

第八十六条 給費生ハ卒業後滿五ケ年間其身分進退ニ関シテハ校長

ノ認可ヲ受クヘシ

第八十七条 給費生ハ農芸伝習科寄宿舎ニ入舎スルモノトス

第八十八条 特待生ハ品行端正学力優等ナルモノヲ撰拔シテ之ヲ命

スルコトアルヘシ

第八十九条 特待生ハ在学中ノ授業料ヲ免スルモノトス

第九十条 給費生ハ半途退校ヲ願出又ハ退校ヲ命セラレタル者ハ第

五十二條ニ拠リ処分ス

第九十一條 給費生及特待生ノ命解ハ第五十七條及第五十八條ニ拠
リテ処分ス

第九十二條 給費生ハ第五十九條ニ拠リ契約書ヲ差出スヘシ

第十三章 冬期講習規程

第九十三條 冬期講習生ハ簡易ノ農學ヲ修得セントスルモノヲ募集
シテ之レニ充ツ

第九十四條 冬期講習ハ十二月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
第九十五條 冬期講習ヲ出願スルモノハ左ノ資格ヲ有スルモノニ限

リ許可ス

一 本道在籍ノ農業者若クハ其子弟又ハ本道ノ移住者ニシテ開墾
起業ノ目的確實ナルモノ

一 年齢十五歳已上ノモノ

一 品行方正ナルモノ

一 讀書（漢文交リノ文）ノ学力ヲ有スルモノ

第九十六條 冬期講習ニ於テ修業スヘキ學科課目ハ大約左ノ如シ

土壤論大意

一週一時

土壤ノ構成 區別 理化學的ノ性質大意

土地改良法大意

一週三時

開墾及排水法

肥料論大意

一週一時

普通肥料ノ性質成分及施用法

農具論大意

一週一時

耕勸 耘耨、收穫 馬具ニ関スル農具

普通作物栽培大意

一週五時

穀物業葉根菜蔬菜

特有作物大意

一週二時

大麻、亜麻、甜菜、藍

果樹栽培大意

一週二時

苹果、梨、桃 桜桃、栗、葡萄、小果樹類

農場管理大意

一週二時

作物環作法、農業ノ區別、農業資本、簿記法

牧畜大意

牛、馬、豚、鶏ノ種類蕃殖及飼養法

作物病害

一週一時

普通害虫駆除法、病害、予防法

第十四章 授業料及被服規程

第九十七條 授業料ハ一学年ニ付本科ハ金拾五円農芸伝習科ハ金六

円冬期講習生ハ一ヶ月金五拾錢トス

第九十八條 授業料ハ本科ハ之ヲ三分シ農芸伝習科ハ之ヲ二分シテ

毎学期ノ始メニ納ムヘシ

但冬期講習生ハ毎月初メニ之ヲ納ムヘシ

第九十九条 半途退學又ハ休學ヲナスモ既納ノ授業料ハ之ヲ返付セス

第一百條 學生々徒ハ本校制定ノ被服ヲ調製着用スヘシ

但新入生ハ其入學許可ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ被服ヲ調製スヘキモノトス

第十五章 教官會議規程

第一百一條 教官會議ハ教務上諮詢ノ為メニ之ヲ開クモノトス

第一百二條 教官會議ハ教授及助教授ヲ以テ議員トナシ校長其議長ト

ナルモノトス

但校長ノ意見ニヨリ此他ノ職員ヲ列席セシムルコトアルヘシ

第一百三條 教官會議書記ハ職員ノ内ヨリ校長之ヲ命スルモノトス

第一百四條 教官會議ハ必要アル毎ニ校長之ヲ開クモノトス

第十六章 書籍館規程

第一百五條 本校書籍ハ専ラ校員及ヒ學生々徒ノ用ニ供スルモノトス

第一百六條 書籍貸与ノ日ハ毎学期ノ始メニ告示スヘシ

第一百七條 書籍貸置キノ期限ハ滿四週間トス期限滿ルトキハ必ス返

納スヘシ期限滿テ他ニ該書籍借用ヲ願フ者ナキトキハ証書ヲ更改

スヘシ

但教授用或ハ事務用ニ要スルトキハ期限内ト雖モ返納セシムヘシ

納セシム

第一百八條 貸置キノ期限内ト雖モ檢査ノ為メ毎歲一回乃至三回悉ク返

但檢査後再借セント欲スルトキハ更ニ手続キヲ行フヘシ

第一百九條 貸与スル書籍和漢籍ハ一人ニ付キ二部冊數多キ部數ハ十

五冊ヲ限リ洋籍ハ教官十冊其他ハ二冊ヲ限リ農芸伝習科生徒ハ主

管教官ノ認可ヲ得テ借用スルモノトス

第一百十條 各学科實驗上必要ナル書籍ハ主管教官ノ申請ニ由リ其実

驗室ニ備フルコトヲ得

但教授用或ハ事務用ニ要スル書籍ハ此限ニアラス

第一百十一條 借受シタル書籍ハ他人ニ転貸スルヲ許サス

第一百十二條 校員及學生々徒ハ借用証ヘ捺印スヘシ

第一百十三條 貸与ノ書籍ヲ破毀遺失又ハ汚染スルトキハ代償セシム

第十七章 學生心得

第一百十四條 本校々則其他ノ規則ヲ遵守スルハ勿論凡テ長上ノ指揮

命令ニ服従スヘシ

第一百十五條 講堂ニアリテハ専心課業ニ勉強シ教官講堂ニ臨マハ必

ス敬礼スヘシ

第一百十六條 校ノ内外ヲ論セス校長其他ノ職員ニ對シテハ必ス敬礼

ヲ行フヘシ

第一百七条 放課ノ時間ト雖モ講堂ノ内外ヲ疾走シ或ハ恣ニ高声ニ誦読シ又ハ談笑スル等渾テ喧噪ノ行為アルヘカラス

第一百十八条 校内ニ出入スルトキハ必ス制服制帽ヲ着用シ靴ヲ穿ツヘシ若シ不得止事故ノ為メ和服ヲ着用スルトキハ其旨舎監ニ届出ツヘシ

第一百十九条 学生ノ帽子徽章ハ本校ニ於テ制定ノモノヲ調製相用ニヘシ

第一百二十条 帽子外套其他ノ携帯品ハ一定ノ場所ニ整理シ無用ノ物品若クハ翫具等ヲ携帯上校スルヲ禁ス

第一百二十一条 器物ノ取扱ハ専ラ鄭重ヲ旨トスルハ勿論建物器具等ヲ毀損シ或ハ戸壁等ヘ塗書等ヲ為スヘカラス

第一百二十二条 喫煙ハ一定ノ場所ニ於テシ其他ニ在リテハ喫煙スルヲ禁ス

第一百二十三条 告示ハ之ヲ掲クル二時間以後ヨリ一般ニ知了シタルモノト認ムルヲ以テ常ニ能ク之ヲ注意スヘシ

第一百二十四条 掲示等ヲ破傷シ又ハ塗抹スルヲ禁ス

第一百二十五条 病氣又ハ不得止事故ノ為メ欠課セント欲スル者ハ課業時間前ニ其旨舎監ヘ届出ツヘシ

但課業時間前ニ届出ルコト能ハサル場合ニハ其欠課ヲナシタル

課業ニ初メテ出席スルトキ舎監ヘ届出ツヘシ

第二百六条 寄宿学生ノ外総テ病氣等ノ為メ欠課セントキハ保証人ノ証明書ヲ出席スル初日ニ舎監ニ差出スヘシ

第二百七条 学生ハ病氣等ノ為メ欠課シ初メテ出席スルトキハ舎監ヨリ欠席届ヲ受ケ欠課ヲナシタル当該教官ニ必ス之ヲ出シ認許ノ上再ヒ舎監ニ差出スヘシ

第二百八条 病氣ノ為メ欠席七日ニ至ルトキハ医師ノ診断書ヲ添ヘ保証人連署其旨届出ツヘシ

但寄宿学生ニ限り保証人ノ連署ヲ要セス

第二百九条 第二百二十五条以下ノ手續キヲ履行セサル者ハ総テ無許可欠席トス

第二百三十条 無許可欠席数度ニ及フモノ及課業時間ニ数々遅刻スルモノハ相当ノ処分ヲナスヘシ

第二百三十一条 病氣或ハ事故ノ為メ帰郷又ハ旅行セント欲スルモノハ其事由ヲ詳記シ日数ヲ定メ(三十日ヲ超過スヘカラス)甲保証人連署願出校長ノ許可ヲ受クヘシ

但疾病ニ依ルトキハ医師診断書ヲ添フヘシ且期満ルモ尚ホ帰校スル能ハサルトキハ追願書ヲ出スヘシ

第二百三十二条 上校ノ緊急病ヲ発シ若クハ急劇ノ事故アルトキハ主管教官ヘ願出テ指揮ヲ受クヘシ

第三百三十三條 改名改印又ハ転籍転居ノ節ハ速ニ其旨届出ツヘシ

第三百三十四條 寄宿學生ノ外寄宿舎ニ出入スルヲ嚴禁ス

第十八章 農芸伝習科生徒心得

第三百三十五條 生徒ハ平素信義ヲ重シ儉素ヲ旨トシ奢侈傲慢等ノ挙

動アルヘカラス

第三百三十六條 生徒ハ校則其他ノ命令規則等ヲ遵守スルハ勿論舎監

及掛員ノ指揮命令ニ従フヘシ

第三百三十七條 毎級ヲ二組ニ分チ毎組ニ組長一人ヲ置ク

第三百三十八條 組長ハ毎組ノ生徒中月番ヲ以テ之ヲ定ムルモノト

ス

第三百三十九條 組長ハ舎監其他掛員ノ指揮ニ從ヒ命令通達等ヲ各生

徒ニ報シ又ハ給与ノ金錢物品等ヲ各生徒ニ受授スルモノトス

第四百十條 外出スルトキハ制服制帽ヲ着用スヘシ若シ止ムヲ得サ

ル事故アリテ其他ノ服ヲ着用スルトキハ其旨舎監ニ届出ツヘシ

第四百十一條 帽子ノ徽章ハ本校ヨリ之ヲ貸与シ退校ノトキハ之ヲ

返納スルモノトス

第四百十二條 当料備付ノ物品ハ専ラ鄭重ヲ旨トシテ取扱フハ勿論

建物又ハ器具等ヲ破損シ戸壁等ニ樂書等ヲナスヘカラス

第四百十三條 牛馬農具其他備付品ハ猥リニ使用スヘカラス若シ不

得止事故アリテ借用セントスルトキハ舎監ハ願出テ貸与証ヲ受ケ

後チ使用スヘシ

第四百十四條 揭示等ヲ破損シ又ハ塗抹スルモノハ相当ノ処分ヲナ

スヘシ

第四百十五條 病氣又ハ其他不得止事故ノ為メ欠席セント欲スルモ

ノハ課業時間前ニ其旨舎監若クハ当直員ヘ届出ツヘシ

第四百十六條 病氣ノ為メ欠席五日以上ニ及フトキハ医師ノ診断書

ヲ添ヘ届出ツヘシ

第四百十七條 第四百十五條及第四百十六條ノ手續キヲ履行セサル

モノハ無断欠席トス

第四百十八條 無断欠席ノモノハ相当ノ処分ヲナスヘシ

第四百十九條 病氣或ハ事故ノ為メ帰郷又ハ旅行セント欲スルモノ

ハ其理由ヲ詳記シ日数ヲ定メ甲保証人連署出願ノ上校長ノ許可ヲ

受クヘシ

第四百十條 改名改印又ハ転籍ノ節ハ速ニ其旨届出ツヘシ

第四百十一條 願書届書等ハ本人自ラ之ヲ持参シ舎監ニ差出スヘシ

但舎監退出后ハ当直員ニ差出スヘシ

第十九章 附則

第四百二十二條 舎則授業細則教官會議細則試業細則博物館植物園統

覧細則農場細則及図書館閱覽室細則ハ別ニ之ヲ定ム

第四百二十三條 本校則中学校課程ニシテ本科ニ関スルモノハ明治三

十一年ヨリ農芸伝習科ニ関スルモノハ明治三十年ヨリ入学スル学生々徒ニ適用ス

但シ現在ノ学生々徒ニハ旧教則ヲ適用ス

〔注一〕 本史料は二八ページよりなる印刷された小冊子

で、奥付に「明治二十九年七月二十五日印刷

明治廿九年七月三十一日発行」とあるが、その

日付が朱により訂正され、「八月五日印刷 八

月十日発行」とされている。

〔注二〕 本条中「第三年級」とあるは、本科課程を五ヶ

年とした校則改正案中の文字が訂正されずその

まま残ったもので、このため同年一〇月二三日

付申専甲七六〇号により「第二年級」と改正さ

れた。

〔注三〕 本条中「第四学年」は、第六十条の場合と同様

の理由により同文書により「第三学年」と訂正

された。

〔農五四五〕

八七三 校則改正実施期限に付上申

学第三十一号

校則改正実施期限ノ義ニ付上申

本校々則改正ノ件申専甲四一〇号ヲ以テ御認可相成候処目下夏期休業中ニモ有之且ツ授業料徴収并ニ学費支給方等ニ付夫々準備モ有之候条来ル九月一日ヨリ実施候様致度此段上申候也

明治廿九年七月十一日

校長

大臣宛

付 右に付回答

申専甲第六〇四号

客月十一日付学第三十一号ヲ以テ貴校々則改正実施期限ノ義ニ付上申相成候処右ハ事情不得已義ニ付上申之趣聞置カレ候条右様御領承相成度此段命ニ依リ及通牒候也

明治二十九年八月四日

文部省専門学務局長法学博士木下広次

札幌農学校長佐藤昌介殿

〔農五四五〕

八七四 校則実施取調委員会決議録報告

校則実施取調委員会

決議録報告

委員長 新渡戸稲造

委員 宮部 金吾

同 南 鷹次郎

同 吉井 豊造

右委員去月二十一日ヨリ二十九日迄四回會議ヲナシ左之事項ヲ決議ス

一 改正規則発表之手続キ

一 改正規則ハ直ニ印刷ニ付スルコト

二 学科課程表ハ取調ノ上印刷規則(大臣經由)ニ添付スルコト

三 来学年ノ初ニ於テ改正規則ノ要領ヲ委員長ヨリ口頭ヲ以テ

学生々徒ニ説明スルコト

一 伝習科ノ授業料ニ関スル条ハ次学期ヨリ施行スルコト

一 改正規則中現学生々徒ニ適用スヘキ条項ト適用セサルモノノ左

ノ如シ

一 適用スヘキ章条ハ第一、第三、第五、第六、第七、第八、

第十、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、

第十八章及第四章ノ内十八条ヨリ二十六条ニ至ル部トス

二 適用スヘカラサル章条ハ第二章、第九章第十一章及第四章

ノ内十二条ヨリ十七条ニ至ル入学ニ関スル部トス

一 予科ニ関スルコトハ総テ旧規則ヲ適用スルモノトス

一 学課確定

一 補修科ヲ設置スル場合ニハ甲号表ヲ用フ

二 補修科ヲ設置セサルトキハ乙号表ニヨル

一 細則

右ハ左之通り分担ヲ定メ取調ノ上追テ提出ノコト

図書館

掛長

学費及授業料等取扱

會計

寄宿舎

舎監

伝習科

掛長

博物館

掛長

植物園

掛長

試験

学科組合、試験室 用紙

教頭

化学教室

吉井教授

被服(記章)

舎監

教官會議

會議書記

授業

教頭

補習科

教頭

補習科設置之要旨

改正校則第十三条ニ本科ニ入学スルコトヲ得ルモノハ尋常中学校卒

業シタルモノ若クハ之ト同等已上ノ学力ヲ有シ云々タルヲ以テ各

地尋常中学校卒業生ハ本科ニ直ニ入学スルコトヲ得ル規程ナレトモ

元來尋常中学校ノ教則ハ普通ノ学科ヲ修得スルニ過キサレハ農學ノ

如キハ複雑ニシテ広闊ナル専門學ヲ修業スルニハ学力完備セサル所

アルヲ以テ本科ニ入学セント欲スルモノニハ農學ニ直接ノ關係アル

普通学科ヲ更ニ教授シ以テ充分ノ素養ヲ為サルヲ得ス是レ補習科ヲ

設ケサルヲ得サル所以ナリ

甲号

本科課程表

第一學年			第二學年			第三學年			第四學年		
學科	期一第	每週時間	學科	期一第	每週時間	學科	期一第	每週時間	學科	期一第	每週時間
農學	二	一	土	四	一	園	五	三	特	三	一
農學	三	一	農	一	一	特	三	三	畜	五	一
農學	三	一	具	一	一	有	三	三	產	五	一
有機	三	三	土	三	一	畜	三	三	獸	五	五
化學	三	三	地	二	六	產	三	三	醫	五	五
養論	一	一	改	四	一	學	三	三	學	三	一
植物	一	三	良	一	三	論	三	三	大	三	一
生理	四	四	作	三	三	論	三	三	意	三	三
學	一	四	物	三	三	論	三	三	學	三	三
植物	四	一	料	三	三	論	一	二	政	二	三
學	一	四	學	三	三	論	三	二	學	三	三
植物	一	三	細	一	二	論	三	三	卒	三	三
學	一	三	菌	三	四	論	三	一	業	三	三
實驗	一	三	學	二	二	論	三	一	論	三	三
動物	三	三	植物	四	三	史	二	一	文	三	三
學	三	三	學	二	二	學	二	二		三	三
物理	五	四	動物	三	三	學	三	二		三	三
學	一	一	學	二	二	論	二	二		三	三
測量	一	一	動物	二	二	論	二	二		三	三
英語	四	四	經濟	三	四	養	三	三		三	三
實習	二	二	象	一	一	蠶	三	三		三	三
	二	二	學	二	二		三	三		三	三

第一學年			第二學年			第三學年			第四學年		
植物學	三	三	普通植物	五	五	農業經濟學	三	三	農政學	二	三
	三	三		五	五		三	三		三	三
	三	三		五	五		三	三		三	三
學科	第一期	第二期	第三期	第一期	第二期	第三期	第一期	第二期	第三期	第一期	第二期
農學總論	二	一	土壤	三	一	園芸	五	三	特有作物	三	一
農學通論	三	二	農具	三	一	特有作物	一	三	畜產學	五	五
無機化學	五	一	土地改良	三	二	畜產論	三	三	農產製造	三	一
定質分析	一	(四)	肥料	一	三	家畜生理	三	二	獸醫學大意	五	五
有機化學	一	三	普通作物	一	四	家畜飼養論	一	二	農業土木	三	三

乙号別紙二

本科課程表

[illegible]

行セラレ候結果トシテ本校々則改正ノ必要相生シ（別紙第七号より
 第四号迄文部省会計課長及専門学務局長トノ往復文書参照）本年四
 月中改正校則案提出（別紙第五号参照）候処本年六月文部大臣より
 御指令有之（別紙第七号参照）候ニ付本年九月一日より実施之筈ニ
 有之（別紙第八号参照）就テハ学科程度ニ関シテハ特ニ閣下ヨリ更
 ニ取調之義台命ヲ領シ依テ校則実施取調委員ニ右調査相命シ候処別
 紙第九号ノ通委員ノ意見申出有之候ニ付右校則改正ノ顚末ト共ニ一
 括シテ電覽ニ供シ候也

二十九年八月十二日

校長

長官宛

〔別紙一〕

目録^{〔注〕}

- 第一号 文部大臣官房會計課長永井書記官ヨリノ照会書
- 第二号 右書記官ヘノ回答書
- 第三号 木下専門局長及永井會計課長ヨリノ照会書
- 第四号 右ニ対スル回答書
- 第五号 文部大臣ヘ校則按伺 付説明書
- 第六号 学年延長ニ関スル説明書
- 第七号 文部大臣御指令并ニ改正校則
- 第八号 改正校則実施期限上申

第九号 校則実施取調委員報告書

第十号 旧校則

〔別紙二〕

第七号

未会甲一〇六六号

貴校ヲ文部省ノ所轄ニ移シ特別會計法ヲ施行セラレタルハ別記ノ理
 由ニ基キタル儀ニ有之候処右ニ関シ左ノ件々一応承知致度候条至急
 何分ノ御答有之度此段及御照会候也

明治廿八年十月十二日

文部大臣官房會計課長

文部書記官 永井久一郎 印

札幌農学校長佐藤昌介殿

記

- 一 別記第二項ニ係ル方法ハ既ニ御設定相成候哉御取調向キ承知致度候
- 一 第三項給費生卒業後ノ義務ニ係ル誓約方及其書式承知致度候
- 一 第五項予科生ハ存置セス尋常中学校卒業生ハ直ニ入学為致候筈
 ノ処明治二十九年度予算書ニ依レハ現在生ヲ札幌尋常中学校ニ移
 サレサルノミナラス同年度ニ於テ尚ホ四十六名ヲ新ニ入学セシム
 ルコトニ相成居候ニ付其理由承知致度候

一 第五項ノ主意ニ基キ本年度ヨリハ尋常中学校卒業ノ学力アル者ハ本科ニ入学セシメラルヘキ筈ニ有之候処右入学程度ハ既ニ改正相成候哉承知致度候

一 第六項ノ工学科ハ現在生徒ナキヤ承知致度候

札幌農学校ノ教務ヲ改良シ且特別會計ヲ施行スル等ニ関スル理由

一 札幌農学校ハ北海道ノ農業ニ従事スヘキ実業者其進歩改良ヲ講究スヘキ学者及移住民ノ師トナルベキ人物ヲ養成スルヲ目的トス

二 前項ノ目的ヲ達スル為メ卒業生ヲシテ容易ニ土地ヲ得セシメ北海道ニ永住セシムルノ方法ヲ設クベシ

三 給費生ハ卒業後十年間ハ官ノ指命ニ従ヒ北海道ノ公務又ハ其事業ニ従事スベク若シ其指命ニ従ハサル場合ニ於テハ給費ノ全額ヲ返納スベキコトヲ誓約セシムルノ方法ヲ設クベシ

四 工学科兵学科及予科ヲ廃シ単ニ農学科ヲ存シ而シテ外国教師ヲ全廃シ適良ノ教官ヲシテ之ニ代ハラシメ本邦ノ実務ニ適切ノ授業ヲ為スベシ

五 予科ノ現存生ハ二十七年程度ニ於テ新設スベキ札幌尋常中学校ニ移シ且爾後農学校ハ専ラ該尋常中学校卒業生ヲシテ入学セシムベシ

六 兵学科ハ其学科ノ設アリト雖トモ現在生徒ナシ工学科ノ現在生ハ便宜其業ヲ卒ハラシムルノ方法ヲ設クベシ

以下略ス

〔別紙三〕

第二号

校第二三七号

本校特別會計法施行ニ関スル件ニ付本月十二日付会甲第一〇六号御照会之趣了承即チ別紙之通りニ候条御承知有之度此段及御回答候也

廿八年十月廿九日

校長

會計課長宛

別記第二項ニ関スル方法ハ現行北海道土地私下規則(明治十九年閣令第十九号)中ニ一項ヲ追加シ本校卒業生ニ特ニ土地貸下ノ便宜ヲ与ヘラル、ニ非ラサレハ容易ニ土地ヲ得セシムル方法ヲ設定スルコト能ハス然ニ該規則ハ法律ニ齊シキ効力アルモノタルヲ以テ今日之ヲ修正増補セント欲セハ必ス帝國議會トノ交渉ヲ要スヘシ該規則ハ発令ヨリ既ニ十ヶ年ヲ經過シ本道ノ拓殖ハ此間長足ノ進歩ヲナシ十年前ト大ニ其状況ヲ異ニセルヲ以テ若シ政府ニ於テ該規則ヲ改正スルノ必要アリト認メラレ他日法律案トシテ帝國議會ニ提出セラル、

ノ時期アルアラバ本校卒業生ニシテ本道ニ於テ開墾起業ノ者ニハ特ニ土地貸下ノ便法ヲ設定セラル、様致度見込ニ有之候近年本道ノ農業一層振興ノ機運ニ向ヒ来住ノ農家追年増加シ石狩国ノ如キハ既ニ貸下ヲナスヘキ土地ヲ余サ、ルニ至レリ農業ノ進歩如此景況ナルヲ以テ本校卒業生ノ如キモ其未タ在学中ニ未開地ヲ踏検シ農場ヲ選定シテ自ラ之ニ転住シ多年講究セシ学理ヲ実地ニ応用シ亦タ他移住開墾者ノ模範及指導者タラント欲スルモノ追年増加シ随テ土地貸下ヲ出願スルモノ多キニ至レリ本校ニ於テハ如此出願者ニ對シテハ可成其目的ヲ達セシメンコトヲ期シ特ニ其目的及方法等ヲ確メタル上ニテ或ハ道庁長官ヘ其旨ヲ申稟シ或ハ理事者ニ對シ本校在学若シクハ卒業ノ証明ヲ出シ又ハ特ニ照会ノ手續ヲ取り可及テ行政ノ範圍ニ於テ本校出身者ニ對シ土地貸下ノ便宜ヲ与候事ヲ相努メ候次第ニ有之候

別記第三項校費生卒業後ノ義務ハ現行校則第六十条及第六十一条ニ拠リ進退スルモノニシテ現ニ北海道ノ公務又ハ其事業ニ従事スルモノ尠シトセス其契約書式ハ校則第六十二条ニ於テ規定セリ將タ卒業後官ノ指命ニ従ハザル場合ニ於テハ給与ノ全額ヲ還納スベキコトヲ誓約セシムル方法ニ至リテハ未タ何等ノ規程無之候然レトモ卒業生ノ意向ハ數年前ト大ニ其狀況ヲ異ニシ現今ノ實際ハ北海道ノ公務又ハ事業上ニ於テ服務スベキ旨官ノ指命アルトキハ中心皆喜ンテ奉命

可致ニ付別ニ規程ノ設定無之モ實際ノ校務ニハ差支無之見込ニ御座候

別記第五項本校予科生ヲ札幌尋常中学校ニ転学セシメス尚ホ之ヲ存置シ且ツ二十九年度予算書ニ明記セル如ク該年度ニ於テ補欠四十六名ヲ新ニ募集スル理由ハ札幌尋常中学校ハ本年漸ク之ヲ開始シ且ツ新募ノ生徒ハ四年生以下ノ生徒ニシテ五年生ハ之ヲ募集セス然ルニ本校予科第五年及第四年ノ生徒ハ其学力尋常中学五年級已上ノモノニシテ既ニ他ノ尋常中学卒業生ニシテ予科第五年級又ハ四年級ニ在学中ノモノモ有之到底尋常中学ヘ転学セシムルコト能ハザル次第ニテ有之候然レトモ予科第三年級已下ニ至リテハ尋常中学ニ於テ就学スベキ余地充分有之候ニ付本校ニ於テ養成ノ必要無之依テ其募集ヲ廃止致候將タ又タ明年度ニ於テ予科補欠員ヲ新ニ募集ノ義ハ札幌尋常中学校ハ明治三十年ニ達セサレハ卒業生ヲ出スコト能ハス且ツ卒業スベキ生徒ノ員數モ甚タ少數ナリトス而シテ其少數ノ生徒ハ尽トク農学志願者ニモ之レアラサルベク且ツ札幌尋常中学校卒業生ヲ俟テ本校ノ予科生ヲ以テスルコト能ハザル義ニ有之候得ハ本校ノ補欠生ハ單ニ該校卒業生ヲ以テ目的ト難致故ニ明年度ニ於テ他年本道ニアリテ開墾起業又ハ農事改良ノ目的ヲ以テ就学ヲ志願スル生徒ヲ広ク他ニモ募集シテ入学ヲ許可スル事ハ本校ノ学事上必要ノ義ト存候又タ入学程度改正ノ件ニ就テハ從來本科ニ入学スルニハ尋常中学卒

業後一年乃至二年間尚ホ農學研究ノ為メ必要ナル学科ヲ修メ然ル上ニ入学致ス義ニ有之候処明治廿七年文部省令第二十四号ヲ以テ尋常中学校入学規程ヲ設定セラル高等小学第二年ノ課程ヲ卒リタル者ハ尋常中学校第一年級ニ入学スルコトヲ得候事ト相成候ニ付今本校ノ入学程度ヲ改正シテ此等ノ卒業生モ直ニ本科ニ入ルコトヲ得ルモノトスルトキハ修學年數ニ於テ三年乃至四年ヲ短縮スルモノト相成從テ学科程度ニ於テ激變ヲ生セザルヲ得ス依テ右入学程度ノ義ハ漸次ニ之ヲ改正スル方穩当ナルベシト存シ差扣居候義ニ御坐候

別記第六項ノ工学科現在生ハ四年生四名三年生四名合計八名ニシテ明治廿七年已來新ニ入学ヲ許サス現在學生ノ授業ハ専ラ北海道庁技師及技手ヨリ兼務ノ教官ヲ以テ便宜之ニ充テ居候次第ニシテ現在ノ學生卒業後ハ全ク廃止スル見込ニ有之候

〔別紙四〕

第三号

未機八八号

貴校事業上改正ヲ要スル件ニ関シ本年十月十二日付ヲ以テ及御照会候処同月廿九日付校第二三七号ヲ以テ御回答之趣承了然ル処十月十二日付ノ御照會書ニ添付致候別紙理由書ハ貴校ヲ内務省ヨリ當省ニ転属ノ際兩省大臣ノ協議ニ依リ定メラレタル条件ニシテ其當時貴校ノ存廢ハ此条件ニ依テ相決候儀ニ有之候且右理由書ハ明治二十七年

度及二十八年度予算ヲ帝國議會ニ提出ノ際ニ於テモ亦政府委員ヨリ衆議院并ニ貴族院予算委員等ヘ辨明セラレタルモノニ有之殊ニ内務省所管北海道庁ノ部札幌尋常中学校費存廢ノ議事アリシ際文部省所管政府委員ハ札幌農學校ノ入學生ハ専ラ該中学校ノ卒業生ヨリ取ルコト、シ札幌農學校ノ予科ハ廢止スル計畫ナレハ若シ此中学校費ヲ削除セラル、ニ至テハ引テ農學校ノ經費ニモ關係ヲ生スル旨辨明相成札幌尋常中学校ノ經費予算ハ成立セシ儀ニ付此等ノ沿革上ニ於テ貴校ノ予科ハ無論廢止スヘキ儀ニ候間二十九年年度予算ニ於テハ予科生ノ新募ニ係ル收入ハ一切削除相成候要スルニ貴校ノ入学程度ハ直ニ尋常中学校卒業生ヲ入学セシムルコトニ改正相成度候又明治二十七年文部省令第二十四号ヲ以テ尋常中学校入学規程ヲ設定セラレシ為メ貴校ノ学科程度ニ激變ヲ生スヘキニ付入学程度ハ漸次ニ改正スル方穩当ナリ云々御來示ノ処右省令ノ為メ学科程度ニ多少ノ變更ヲ免レサルハ單ニ貴校ノミニ止マラス各高等学校ノ専門科及大学予科等其他直轄學校ニシテ其入學生ヲ直ニ尋常中学校ノ卒業生ヨリ取ル所ノ學校ハ一般ニ之カ影響ヲ蒙ル詎ナレハ貴校ノミ激變ヲ生スルノ故ヲ以テ輒ク變更スヘカラスト云フヲ得ス前陳ノ旨趣ニ基キ貴校ノ学科程度ヲ低クシ尋常中学校卒業ノ者ヲ直ニ入学セシムル樣規則改正ノ儀至急具申相成度命ニ依リ此段及御照會候也

明治二十八年十二月十九日

文部省専門学務局長法学博士 木下 広次

文部大臣官房会計課長文部書記官永井久一郎

札幌農学校長 佐藤昌介殿

追テ札幌尋常中学校生徒人員寡少ニシテ其卒業生ノミヲ以テ貴校
入学者ノ需要ヲ充タスニ足ラサル様御来示ニ有之候得共右ハ他尋
常中学校ノ卒業生ヲ取り又ハ入学試験ヲ行ヒ又ハ札幌尋常中学校
生徒ヲ増加スルノ方法ヲ設クル等別ニ計画可致儀ニシテ之カ為メ
貴校予科ヲ存置スル儀ハ本文ノ旨趣ニ背キ不都合ト存候此段申添
候也

〔別紙五〕

第四号

本校予科廃止并ニ校則改正之件ニ付去ル十九日未機八八号ヲ以テ詳
細御照会之趣了承就テハ御来意ニ從ヒ向後予科廃止并ニ本科学生ハ
尋常中学校卒業生ヲ以テ直ニ補充ノ計画ヲ立テ且ツ実施上学科課程
ニ於テ改正ヲ要スル点尠ナカラス候ニ付篤ト取調ノ上追テ改正案具
申可致候条右ニ御承知置有之度此段不取敢及御回答候也

二十八年十二月廿七日

校長

専門学務局長

会計課長 宛

〔注〕 目錄中第五号以下の史料を欠くが本書所収の次の

史料を参照されたい。第五・六号→八六八、第七

号→八七一・八七二、第八号→八七三、第九号→

八七四、第十号→七三〇

〔農五四五〕

八七六 有島武郎臨時入学許可に付伺

二十九年八月二十九日

書記井上小四郎[㊦]

校長[㊦]（佐藤）

庶務部主任[㊦]（井七）

教頭[㊦]（にとへ）

舎監[㊦]（にとへ）

臨時入学之義ニ付伺

鹿児島県士族有嶋武郎

右有嶋武郎義今般本校予科第五年級へ入学致度旨別紙之通り願出候
処本年ハ召募無之筈ニ候得共教官會議之決議モ有之候次第ニ付特別
ヲ以テ臨時入学御許可相成候様仕度尤モ同人ハ学習院ニ於テ本年七
月中等学科卒業シ其成績等可ナリノモノニ有之候間無試験ヲ以テ予
科第五年級へ編入相成可然哉願書及履歷書相添へ此段相伺候也

〔別紙一〕

入学願

私儀御校予科へ入学仕度履歷書相添此段奉願候也

明治廿九年八月二十四日

鹿児島薩摩郡平佐町七十五番戸

鹿児島県士族有島武長男

有島 武郎[㊦]

明治十一年三月生

札幌農学校長佐藤昌介殿

〔別紙二〕

履歴書

有島 武郎

一 明治二十一年八月迄普通学初歩自習

一 同年九月東京学習院へ入学予備科第三級へ編入

一 明治二十四年第一級ヲ及第シ予備科ヲ卒業ス

一 同年中等学科第一年級ニ編入

一 明治廿九年七月第六年級及第中等学科ヲ卒業ス

一 修業用書左ノ如シ

漢文 近古史談大機^機著 十八史略^{白文訓点} 日本政記 唐宋八大

家文^{白文訓点} 東萊博議 論語

国文 宇治拾遺物語摘 土佐日記 徒然草

英文 ロイヤル、スター、リーダー、一、二、三、四、クライブ

伝マコーレー フレデリック大王論マコーレー 大文典^{セント}

シ著

算術 ^{中等}算術教科書

代数 訓蒙代数^{中等}、^{中等}代数教科書 ^{藤沢利喜太郎}

三角 平面三角^{東野十次郎編}

幾何 平面幾何学教科書^{文部省}

立体幾何学教科書^{菊池大麓}

地理 日本地理 万国地理指要

歴史 国史提要 ^{中等}日本歴史之編 ^{萩野由教育}

支那歴史市村瓊次郎 万国史文学士白鳥摩吉口述

動植物 八田三郎口述

生理 同前

化学 無機化学教科書^{文部省}

物理 理学士実吉益美口述

地文 峰是三郎口述

地質 理学士足立氏口述

進級証書ノ写シ左之如シ

鹿児島県士族有島武長男

有島 武郎

十七年五ヶ月

中等学科第五年級卒業之証

明治廿八年八月一日

学習院印

他ノ級進級之証モ亦同断ナルヲ以テ略ス

卒業証書写シ左之如シ

鹿児島県士族有島武長男

有島 武郎

十八年五ヶ月

中等学科卒業之証

明治廿九年八月一日

学習院印

予備科卒業之証モ同断ナレハ略ス

褒状ノ写シ左之如シ

褒詞

予備科第三級生

有島 武郎

十一年五ヶ月

右者本年ノ品行ト勉強トヲ賞シ此ニ褒詞ヲ授与ス

明治廿二年八月一日

学習院印

褒状ハ予備科ニ於テ進級毎ニ之レヲ得タ

レトモ同断ナレハ略ス

国漢文科

英文科

数学科

理学科

画学科

漢文国文作文

甲課乙課丙課

代数三角

物理

自在画

七、八、九、七、八、五、八、五、八、七、十、

歴史科

歐洲史支那史 品行点

七 七 七

点数ハ十点ヲ以テ満点トス

落第点ハ四点以下トス但シ一教科ヲ平均シテ五点以下トナルモノハ

落第トス（一教科ハ括弧一ツヲ指スモノニシテ例ヘハ数学科理学科

ト云ガ如シ）

総平均六点以下ナレバ落第トス

英文科ニ於テ甲課ニ於テハ訳之点ヲ取り乙課ニ於テハ文法会話之点

ヲ取り丙課ニ於テハ書取及ヒ作文ノ点ヲ取ル

品行点ハ七点ヲ以テ常点トス

席順ハ三十人中十三番ナリ

有島 武郎

〔農五二二〕

八七七 一年生西川光次郎休学願出に付伺

第三九三号

明治二九年十月十一日

書記井上小四郎[㊟]

教頭及舎監不在中

校長[㊟](佐藤)

庶務部主任[㊟](井上)

一年生西川光次郎休学之義伺

本科一年生西川光次郎義夏期休業中帰省致欠席罷在候処今般別紙之通り家事之都合ニヨリ一学年間休学致度趣願出候右無拋義ト被存候条御聽許相成可然哉此段相伺候也

〔別紙〕

休学御願

小生儀家事の都合ニより止むを得ず向ふ一年間休学致し度此段保証人連署を以て願上候也

兵庫県淡路国津名郡佐野村百三十番地

西川佐十郎弟

二十九年九月

西川光二郎[㊟]

右保証人

札幌区南二条西六丁目一番地

四方 素[㊟]

札幌農学校校長佐藤昌介殿

〔農五二二〕

八七八 札幌農学校入学志望者のために中学補習科設置の儀

上申(一〇月二七日)

学第四十七号

札幌農学校入学志望者ノ為メニ中学補習科設置之義上申按

本校農学科学生ノ義ハ從來予科卒業生ヲ以テ補充致候処本年六月校則改正御認可相成其結果トシテ明年七月限現在ノ予科ヲ全廃シ爾後本科学生ハ専ラ尋常中学校卒業生ヲ以テ補充致候事ト相成候ニ付北海道庁立札幌尋常中学校ノ如キハ設立當時ノ關係ヨリ觀察スルトキハ其卒業生中本校入学志望者ハ自然多数ニ可有之義ニ付右志望者ニ対シ本校ニ於テハ可成修学上ノ便宜ヲ与候事至当ノ義ナルベシト存候元來本校予科之義ハ一面ニ於テハ本科入学志望者ノ為メニ必要ノ学科ヲ授業シ一面ニ於テハ本道中等教育ノ機関ト致シ來候処明治廿七八年ノ際北海道庁ニ於テ尋常中学校新設ノ挙有之候ニ付之ニ先立チ漸次其下級生徒ノ募集ヲ見合置候処政府ニ於テ明治廿七年度及二十八年度予算ヲ帝國議會ニ提出ノ際衆議院予算委員會ニ於テ内務省所管北海道庁ノ部札幌尋常中学校費存廃ノ議事アルニ當リ文部省所管政府委員ハ札幌農学校ノ入学生ハ専ラ該中学校ノ卒業生ヨリ取ルコト、シ札幌農学校ノ予科ハ廃止スル計画ナレハ若シ此中学校費ヲ削除セラル、ニ至リテハ引テ農学校ノ經費ニも關係ヲ生スル旨辨明

相成依テ札幌尋常中学校ノ經費予算ハ成立シ遂ニ札幌尋常中学校ノ新設ヲ見ルニ至リ候旨承知致候処爾來星霜ヲ重ヌルコト爰ニ二ケ年該中学校ハ愈明治卅年四月ヲ以テ其第一回卒業生ヲ出スコト相成候而シテ該卒業生中多少本校入學志望者も可有之候処現今本校ノ學制ニ於テハ此等ノ卒業生ヲ明年直ニ入學為致候途無之甚タ遺憾ニ存候即チ本年六月校則改正之際其第五百十三條ニ於テ現在ノ學生々徒ハ旧教則ヲ適用スル義御認可ヲ得候ニ付現存ノ予科生徒四十余名明年七月卒業之上本科江進級入學可致答ニ付中學卒業生ヲ入學為致候余地無之且其學力程度ニ於テも予科卒業生ハ遙カニ中學卒業生ニ優リ決シテ同等ノ列ニ無之旁併進難為致然レトモ中學卒業生中本校入學志望者ヲシテ空敷一ケ年余就學之便宜ヲ失ハシめ或ハ止ムヲ得ス他ニ方向ヲ転セシムルコトト相成候義ハ甚タ遺憾之至リ有之且札幌尋常中学校設立當時ノ沿革ニ照シ本校ニ於テハ可及丈修學上ノ便宜ヲ与候事至當ノ義ニ可有之且其學科修得上ニ於テも設立日淺キカ為めニ不充分之點も有之哉ニ被為存候ニ付旁今般新ニ本校ニ中學補習科ヲ設置シ生徒の定員ヲ凡三十名トナシ專ラ該中学校卒業生ヲ以テ之ニ充テ其欠員ハ他中學卒業生若クハ之ト同等ノ學力アルモノヨリ之ヲ募リ其學年ハ九月ヨリ翌年七月迄トナシ各學期ノ区分ハ校則第八條ニ準シ別表ノ學科課程ニ基キ英語、数学、地質學、化学、動物學ノ如キ專ラ本科入學上必要ノ學科ヲ授業仕候様致度而本科學生

ハ当分右補習科卒業生ヲ以テ之ヲ補充シ校則第十三條ハ一時實施見合置候様仕度最モ右補習科ニ關スル諸般ノ規程ハ凡テ現行校則ヲ適用シ校則中其抛ルベキ條項ナキものハ追テ経同處理スルコト致シ不取敢右中學補習科設置之義特別之御詮議ヲ以テ御認可相成度此段上申致候也

年 月 日

文部大臣宛

別表ハ甲号補習科課程表并校則添付

〔注〕 本文書を一部修正し明治三十年四月九日付學第二

二号を以て「札幌農學校入學志望者ノ為メ中學補習科設置之義上申」が再度文部大臣に提出されたが、同年七月十日付西專甲四六八号により、「本年四月九日付學第二三三号伺其校中學補習科設置ノ件認可シ難シ」との指令があつた。

〔農五一九〕

八七九 教官會議議事録略記

教官會議々事録略記

十月十一日午後一時半ヨリ教官室ニ於テ開會出席議員ハ宮部南吉井三教授小寺大嶋二助教授ナリ

(一) 議題 三年生加藤銑藏処分ノ件

右加藤学生品行不良ニ付取調中昇校ヲ差止メラレ候処本人ハ既ニ品行不良ヲ悔悟シ専ラ謹慎シ且其不良ノ行為ヲ自白シ爾后契テ品行ヲ慎ミ悪友ノ交際ヲ絶チ学業ニ勉励シ学生ノ体面ヲ全フシ汚名ヲ雪クヘシト申出テ又同級生ヨリモ其旨申出テアリ

議決 無期限停学ヲ命スルコト

但先非后悔確實ナルトキハ凡三週間位ニテ復校セシムルコト

(二) 議題 学生々徒ノ秋期遊戯会ヲ中止シ本校ニ於テ遠足ヲナサシムルコト

議決 議題之通り從來ノ遊戯会ヲ廢シ來ル十六日月寒地方ヘ校

員学生々徒一同遠足其委員長ヲ南教授トシ其他遠足ニ於ケル

諸般準備ヲ決議セラル

同二十七日例刻教官室ニ於テ開会出席議員ハ宮部新渡戸南吉井兩角五教授ニ小寺助教教授外ニ新井書記列席ス(松村大嶋兩助教教授欠席ノ旨届出アリ)

諮詢 二十九年年度追加予算(五百円)ヲ請求スルニ付其費途ハ寄宿舎ヲ専ラ整理シ監督ノ便ヲ謀ルニアリ右ニ就キ新渡戸舎監意見アリ依テ各議員ノ諮詢ヲ經テ決セント議長述ヘ終リテ新渡戸舎監其意見ヲ陳述セシム

舎監曰ク寄宿舎ノ監督上不便尠カラズ責任ヲ尽ス能ハサルノ恐れ

アリ然ルニ幸ヒ追加予算アリ殊ニ寄宿舎整理上ニ用キラル、挙アルニ於テハ右五百円ヲ以テ事務室ヲ北講堂ニ移シ其跡ヲ寄宿舎トナシ又復習講堂ヲモ寄宿舎トシ寄宿学生ヲ増加シ一面ニハ学生ノ便利ヲ図リ一面ニハ風紀ヲ矯正セントス然レトモ元來本校寄宿舎ハ出入口多クシテ鎖鑰其要ヲナサズ取締上甚不都合ニ付是等ノ建モノ、周囲ニ板壁ヲ繞ラシ以テ一區劃トナシ以テ鎖鑰ヲ完フセントス

右ノ説明ニ付キ色々討議アリ左ノ通り議決ス

議決 寄宿舎及事務室ノ四方ニ板壁ヲ圍繞シ事務室移転ハ暫ク

中止シ寄宿舎拡張モ同様ノコト

(一) 議題 從來ノ遊戯会及学芸会ヲ廢止シ本校ニ於テ之ヲ負担シ役員ハ専ラ本校職員ヲ以テ之ニ充テ其經費ハ校員及ヒ学生々徒ヨリ齎出シ從來ノ組織ヲ根本的ヨリ變更スルコト

議決 右之通り議決シ新渡戸南教授ヨリ該会ノ役員交渉スルコト

ト

又予科生徒ニ左ノ事項ヲ新渡戸教授ヨリ論告スルコト

授業時間前即教官臨場ノ前ニ必ス着席シ教官ヲ敬侍スヘシ

右之通り

二十九年十月二十八日

書記井上小四郎^印

〔農五〇九〕

八八〇 フラヌ原野維持資金編入の儀達

申会甲一四二五号

札幌農学校

石狩国空知郡フラヌ原野ノ内壹千拾壹万坪ヲ其校維持資金ニ編入ス

明治二十九年十一月三十日

文部大臣侯爵蜂須賀茂韶 印

〔農九一五〕

八八一 前学期試験時間割上申

明治二十九年十二月十日

書記井上小四郎 印

校長 印 (佐藤) 教頭 印 (にとへ)

庶務部主任 印 (井上)

本科 印 (井上) 子科 印 (小寺) 庶務掛 印 (井上)

前学期試験日割上申

本科及子科前学期試験日割別紙之通り来十四日より施行致候ニ付此段上申候也

〔別紙〕

前学期試験日割

農学科

		第一 年		第二 年		第三 年		第四 年
十四	月	八時半ヨリ 二時間	八時半ヨリ 二時間	十時半ヨリ 二時間	八時半ヨリ 二時間	十時半ヨリ 二時間	八時半ヨリ 二時間	
十五	火	独乙語 農学総論 新渡戸	植物生理 独乙語 宮部	物理 吉田	水産学 昆虫学 佐トウ	植物病理 園芸学 宮部	農産製造 牧畜学 吉井	
十六	水	植物組織 農学通論 宮部	植物營養 隱花植物 宮へ		独乙語 肥料 石田	南	農政学 殖民史 ニトへ	
十七	木	分析 化学 八時半 四時間 大吉		農業史 ニトへ	農業経済 佐藤		養蚕 松村	
十八	金							

十九

土

同上〃

〃〃

経済学

ニトヘ

土地改良

南

作物

南

昆虫

松村

木曜日地質二年級十時半ヨリ

三教
五教

〔農五二〇〕

前期予科試験日割

月	自八時半至十時半		自十時半至十二時半	
	金	木	水	火
月	英文学 ニトヘ	化学 大嶋	動物学 小寺	独乙語 石田
火	漢学 永田	数学 吉田	英語作文 ニトヘ	十四日
水	十八日	十七日	十六日	十五日
木				
金				

八八二 農学科及び工学科卒業論題（一九二九年）

農学科第十四期

本邦メランソラ属ノ研究	北海道平民	平塚 直次
北海道野生牧草ノ成分ニ関スル研究	同	枋内 壬五郎
農産共有地論	愛知県平民	清水元太郎
北海道農村信用組合方案	北海道平民	湯浅 中夫
小麦ノ品質ニ関スル研究	同	大脇 正諄
馬鈴薯澱粉比率ニ関スル研究	長野県平民	吉沢 誠造
北海道ノ氣象ト養蚕	同	中村友太郎

乾酪製造論

大麻雌雄莖実験成績

牧牛論

地価検定法

北海道ノ果樹業

開拓使ノ農政

北海道農業者ノ冬期事業

工学科第六期

函樽鉄道小樽桃内間工事設計

小樽港修築工事設計

鉄橋工事設計

同 星 祥之助

愛知県土族 吉野得一郎

北海道平民 加賀林 庄吉

北海道土族 岡田 虎輔

北海道平民 河田 恵治

同 成田 軍平

福岡県土族 増田 貞吉

北海道土族 大村 卓一

香川県平民 西条健三郎

北海道平民 筒井 弥一

〔農五二一〕